

第6章 生産局

第1節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

三位一体の改革に伴う国と地方の役割の見直しから、従来の生産振興のための補助事業を担い手対策、市場整備等の補助事業と統合し、「強い農業づくり交付金」を創設し、地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みを導入した。

また、併せて、交付金では対応できない県域を越える広域的な取組や、先進性・モデル性の特に高い取組等全国的な視点に立って国が積極的に推進すべき重要な取組について国が直接採択・支援する「広域連携等産地競争力強化支援事業」を創設した。

1 強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれぬまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要である。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた取組は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等の産地の取組を支援することにより、国産農畜産物の競争力強化、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換に寄与するものである。

(2) 取組の目標

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組は、(1)の趣旨を踏まえ、

- ① 需要に応じた生産量の確保
 - ② 生産性の向上
 - ③ 品質向上
 - ④ 農畜産業の環境保全
 - ⑤ 農作業の機械化・安全の確立
 - ⑥ 優良種苗の確保
 - ⑦ 輸入急増野菜における国産シェアの奪回
- を具体的な政策目標とする取組を支援する。

(3) 支援の仕組み

ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、地域の実情に応じて(4)に掲げる取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施する。

イ 都道府県知事は、地域の実情及び(2)で掲げられた政策目標を達成する観点から、地域として独自の取組(地域提案)を実施できるものとする。

ウ 都道府県知事は、事業実施主体より提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県計画を作成し、国へ提出する。この場合において、都道府県は国と成果目標の妥当性について協議をおこなう。

エ 国は、毎年度予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費を都道府県へ交付する。

オ 都道府県は、自らの裁量により交付された額の範囲内で、事業実施を採択できる。また、地区間の配分を変更することもできる。

カ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、次年度の交付金の配分に反映させる。

(4) 取組の概要

ア 土地利用型作物(稲、麦、大豆)の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるため、水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培の導入、高性能農業機械の効率的利用、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等及び米のカドミウムや麦類の赤かび病対策等を推進。

麦については、実需者ニーズに即した品質の向上及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせ

た品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。

大豆については、実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立するため、生産の安定化技術の実証、実需者と連携した新品種の加工適性評価等を実施するとともに、産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大の展開等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、優良な種子の安定的な生産・供給体制の確立を推進。

イ 畑作物・地域特産物（いも類、茶、雑豆・落花生、てん菜、さとうきび等の畑作物及びそば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

ウ 果樹の取組

うんしゅうみかんのマルチドリップ栽培等の導入による省力化や優良品種の導入等による高品質化の実証や生産履歴等の産地情報の発信体制の構築等を推進。また、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等を推進。

エ 野菜の取組

生産・流通コストを一層削減するため、機械化一貫体系や選別・調製作業等の省力化・合理化に向けた技術の実証・普及、周年安定供給に向けた産地間連携の確立、流通コスト削減に向けた通い容器の導入実証等を推進するほか、低コスト耐候性ハウス、省力化のための共同利用機械等の整備を推進。

また、高品質で付加価値の高い野菜を生産・供給するため、地域特産野菜のブランド化、地産地消等による地域の特色を活かした産地づくり、品質の高い野菜の安定供給を図るための各都道府県における野菜産地の生産出荷体制の強化や野菜指定産地の育成に向けた調査・指導等を推進するほか、高品質野菜の選別や鮮度保持のための集出荷貯蔵施設等の整

備を推進。

オ 花きの取組

花きの生産・流通コストの低減を図るため、低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進。

輸入花きが追従不可能なブランド花きの生産供給体制を構築するため、種子種苗生産供給施設の整備など産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等の取組、高度環境制御栽培施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための取組を推進。

カ 鳥獣害防止の取組

野生鳥獣による農作物被害を効果的かつ効率的に防止するため、GPS等の最新技術を利用した生息調査、普及啓発活動、被害防止対策のための人材育成及び体制整備、被害防止施設の整備等を推進。

キ 地産地消の取組

地産地消により地域の農業に対する消費者の信頼を深めるため、生産者による地場農産物の普及活動、消費者が中心になり組織的に地場農産物を応援する活動、地元生産者と消費者の交流活動等の取組を推進。

ク 農業生産資材費低減の取組

農業経営費の1/3を占めている肥料、農業機械等の農業生産資材費を低減するため、配送拠点における物流情報のシステム化やフレコン輸送の受入システムの確立、廉価な肥料や効率的施肥技術等を活用した低コスト施肥システムの実証・普及、農業機械の点検・整備知識等の普及啓発、中古農業機械のリサイクル、広域的な農作業受委託や農業機械リース・レンタル利用等安価な資材の普及、資材の流通の合理化、効率的な資材の利用等の取組を推進。

ケ 生産体制保安の取組

農作業現場の安全性を確保し、安定的な農業生産活動を行うため、地域の農作業実態や農作業事故原因等に基づいた総合的な農業生産体制の保安対策を推進するための総合的な保安計画等を定め、農作業保安指導員の育成を図るとともに、農作業事故の多発地域や危険性の高いと見込まれる地域を中心に、農作業現場環境改善の推進及び農作業安全指導の徹底等の取組を地域ぐるみで推進。

コ 育成者権保護・活用の取組

近年の産地間競争の激化、海外農産物の輸入増加等に対抗し、地域農業の活性化を図るためには、地

域オリジナル品種の育成とともに、育成品種の保護・活用に積極的に取り組む必要があることから、育成者権侵害に関する情報収集・交換を行うとともに、種苗利用者に対する普及・啓発活動、侵害に関する仲裁・調停活動等を支援。

サ 農産物販路拡大の取組

新たに海外を含めて販路を積極的に拡大しようとする産地において、販路拡大に向けた地元の生産体制を確立するための技術実証等を支援するとともに、高品質化、低コスト化等のための共同利用施設の整備を推進。

シ 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律175号）に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づいた生産体制の確立及びこれらの農業生産方式の面的拡大を図るため、土づくりや環境負荷低減型の施肥技術・防除技術を組み合わせた環境保全型農業技術の確立や、地域段階における農業者が結束して面的まとまりをもった、環境と調和のとれた農業生産方式の導入実証に資する取組を推進。

また、主要畑作地帯における連作障害、地力低下等の問題に対処するため、農家レベルでの休閒緑肥作物等の導入効果の実証・検証等を通じた新たな輪作体系の確立、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、「地力増進法」（昭和59年法律34号）に基づく不良土地地の改善を目的とした土壌・土層改良等の整備を推進。

ス 畜産生産基盤育成強化の取組

新たに策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成17年3月30日制定。以下「酪肉基本方針」という。）を踏まえ作成する都道府県酪肉近代化基本計画（以下「都道府県酪肉近代化計画」という。）等の策定及びその実現のための具体的な取組内容や工程表等を明記したアクションプランを策定し、同プランに基づく、地域における各分野の専門家等を構成員とする専門家支援チームの設置及び同チームによる産地リーダーや地域の生産者集団等に対する重点的な生産・経営技術支援指導、生産・経営技術支援指導に必要な地域段階での生産・経営情報データベースの構築、インターネットによる情報の効率的な提供、相談窓口の機能強化、これらに必要な会議等の開催及び調査・分析等を推

進。

また、担い手育成ファーム（円滑な新規就農の実現を目的に地方公共団体、農業協同組合等により構成される協議会が認定した指導力・技術力を有する優良な畜産経営体、農業生産法人等をいう。以下同じ。）の認定や新規就農希望者の研修等により畜産における新規就農を推進するとともに、地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工・販売施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

セ 飼料増産の取組

自給飼料生産の普及・啓発活動等の飼料増産運動を展開するため、都道府県及び市町村段階における飼料増産戦略会議等の開催並びに現地指導を推進。

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリース等を推進。

単取向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等による飼料生産の拡大を図るため、飼料生産利用技術の確立・普及、優良品種の選定・普及に必要な条件整備の推進、地域の実情に応じた飼料増産に係る技術・営農実証を推進。

畜産業への支援を通じた、安全・安心な畜産物生産及び地域環境の保全等を図るため、特定非営利活動法人による自給飼料を活用した畜産物生産、放牧地整備等への支援等を推進。

ソ 家畜改良増殖の取組

乳用牛の改良による生産コストの低減、品質等の向上等を図るため、乳用牛の改良体制の強化に係る計画の策定及びその実現のための牛群検定組合の再編統合及び地域における家畜人工授精技術者等との連携を促進するとともに、後代検定の実施・指導等、牛群検定の実施・普及、研修会の開催、情報の分析及び指導、自動搾乳システムによる能力検定の検討等を推進。

肉用牛の改良を図るため、優良な繁殖雌牛群の整

備、後代検定による高能力種雄牛の選抜、受精卵利用検定の推進、能力評価体制の整備、雌牛能力の調査指導等並びに肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の効率的な改良増殖を図るため、系統造成及び能力検定純粋種豚の維持・改良、遺伝的能力評価の体制整備及び優良種豚の貸付、鶏の育種改良関連新技術の開発・実用化、改良施設の整備等を推進。

馬の改良増殖を推進するため、馬の育成施設の整備、生産技術向上研修会の開催、優良種雌馬の選抜・導入・貸付等を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、協議会等の開催、現地調査及び指導、特用畜産物の普及啓発、簡易な飼養施設、処理加工施設の整備等を推進。

家畜導入を促進するための基金造成による乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡並びに家畜導入者に対する指導並びに沖縄県における県外からの肉用種雄牛の購入・供用等を推進。

タ 畜産新技術の取組

クローン技術や DNA 解析技術を利用した育種改良手法の開発・検証、性判別受精卵の生産利用体制の整備及び豚受精卵移植を推進するとともに、他の機関との共同試験、受卵牛のモデル飼養、技術者の養成等による受精卵移植技術の高位平準化及びこれらに必要な条件整備を推進。また、消費者等との意見交換、畜産新技術の普及に向けた実証展示などの取組を推進。

子牛の損耗防止技術を確立するための飼料成分、給餌方法、栄養状態等の調査・分析、リキッド・フィーディングによる飼養管理の省力化に係る実用化試験、研修会の開催等を推進。

家畜個体識別情報の活用及び飼料適正使用を促進するため、推進協議会等の開催、畜産経営等に対する調査指導、普及啓発、飼料の抽出検査等、飼養管理情報の収集、データベース化及び情報提供システムの実証展示等を推進。

チ 生乳乳製品流通の取組

消費者ニーズ、地域の特性を活かした牛乳・乳製品のブランド確立の取組を推進。

生乳生産段階への HACCP 手法（乳温管理システム）導入をモデル的に推進し、より安全な原料乳供給を促進するため、乳質管理に必要な乳温管理機器の整備を推進。

広域指定生乳生産者団体の運営に対する指導・調

整、生乳需給調整推進指導及び乳質改善に向けた検討・指導、広域指定生乳生産者団体（北海道又は沖縄県にあっては、北海道又は沖縄県指定生乳生産者団体を含む。以下同じ。）が行う需要に即した生乳の計画生産達成の効果的な推進及び乳質基準等の運用改善の取組を推進。また、広域指定生乳生産者団体の区域内の広域乳質検査体制を整備するため、生乳検査組織の在り方、生乳検査手法の統一等について検討・協議し、統一検査を行うための乳質検査機器の整備を推進。

乳業の再編・合理化を推進するため、都道府県は、酪肉基本方針等に即した地域ブロック計画の策定に参画。また、都道府県酪肉近代化計画、地域ブロック計画の内容に即した乳業再編都道府県計画、乳業再編実行計画の策定等を推進。

ツ 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備、肉畜・鶏卵等の生産出荷動向等の調査及び予測並びに需給調整等のための協議会の開催、指導等を推進。

テ 草地流動化促進の取組

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手草地集積事業を推進するとともに、連坦団地の形成等生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連坦化等の推進並びに条件整備等を推進。

ト 耕種作物活用型飼料増産の取組

耕種作物を活用した飼料増産を推進するため、耕種農家と畜産農家の水田飼料作物利用供給契約の円滑化のための推進員の設置、稲発酵粗飼料生産利用に係る技術の確立・普及等の推進、稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖、展示場等による技術指導、水田地帯における繁殖雌牛経営育成推進のための経営育成計画の策定、新規繁殖雌牛経営に対する研修、水田地帯で生産した飼料の広域流通のための現地実態調査の取りまとめ等を推進。

水田における飼料作物作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給、堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

ナ 多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完するため、地域の実情を考慮した耕種・畜産部門の農作

業受委託方針の策定、農作業受委託の推進、ニーズに即した受託作業を展開するための実態調査、農作業請負計画作成、農業機械オペレーターの技能講習会の開催、農家及び組織の経営合理化のための経営支援、中古・遊休保有農業機械の処分斡旋、農作業受委託の有効性の普及・啓発、農業機械作業の請負に必要な農業機械・施設の整備及び当該施設の機械のリースの実施等により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

表1 17年度 予算額
強い農業づくり交付金 470億円の内数

2 広域連携等産地競争力強化支援事業

(1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれぬまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要となっている。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

広域連携等産地競争力強化支援事業は、政策課題の解決に効果的と考えられる国が積極的に推進すべき重要な取組であり、先進的に技術を組み合わせる実証的な取組等、全国のモデルとなることが期待される取組について、国が直接、産地等に補助金を交付し支援することにより、スピード感を持って国産農畜産物の競争力の強化を図るものである。

(2) 事業の目標

- ア 多様な消費者・実需者ニーズに対応し需要に応じた生産量の確保
- イ 生産、経営、加工・流通技術や生産基盤の開発・改良等による生産性の向上
- ウ 高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進
- エ 輸入急増農産物における国産シェアの奪回

(3) 事業の内容

本事業は、下に掲げる事業により構成されるものとする。

- ア 産地・消費者サイド広域連携事業
産地・生産者が都道府県域を越えて実需者と結び

つくなど、農畜産物の安定的な生産供給体制の確立を図るための広域的な取組を行う事業とする。

イ 産地間広域連携・広域的流通拠点事業

単独の産地・生産者では困難な、食品産業等の周年需要に対応するための産地・生産者間の連携等都道府県域を越えた広域的な取組を行う事業とする。

ウ 高モデル・先進型事業

全国で初めての取組となるような先進性が極めて高く全国のモデルとなる産地育成に向けた取組を行う事業とする。

(4) 支援の仕組み

ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために、(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、その達成に向け、地域の実情に応じつつ、各種関連対策との連携の下に(3)の事業を実施する。

イ 国は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、直接採択事業の趣旨に合致した取組か、事業実施要件は満たしているか、地元の同意がとれているか等の内容を審査のうえ、承認を行う。

ウ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、目標達成度の低い地域に対しては、改善計画の作成等の重点指導を行う。

表2 17年度 予算額
広域連携等産地競争力強化支援事業 52億円

第2節 地産地消の推進

地産地消は、もともと、地域で生産されたものをその地域で消費することを意味する言葉である。

産地からの距離は、輸送コストや鮮度の面、また、地場産物としてアピールする商品力や、子どもが農業や農産物に親近感を感じる教育力、さらには地域内の物質循環といった観点から見て、近ければ近いほど有利だが、距離に関係なく、コミュニケーションを伴う地場産物の行き来を地産地消ととらえることも可能であると考えられている。

また、地産地消は、地域で自発的に盛り上がりを見せてきた活動で、教育や文化の面も含んだ多様な側面を有しており、固定的、画一的なものではなく、柔軟性・多様性をもった地域の創意工夫を活かしたものとなる必要がある。

地産地消の主な取組としては、直売所や量販店での地場産物の販売、学校や福祉施設における給食、交流活動、観光施設、外食・中食、加工関係での地場産物の利用などが挙げられる。

地産地消については、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）や「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）、「21世紀新農政2006」（平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定）において、消費者と生産者の信頼関係の構築や地域の農業と関連産業の活性化を図るため推進すべき事項と位置付けられ、学校給食、観光と連携し、全国展開することとしている。

これらを踏まえ、農林水産省では、計画的、戦略的に地産地消を推進するため、平成17年度に「地産地消推進省内連絡会」を設置するとともに、有識者や農業者、消費者団体の関係者を構成員として「地産地消推進検討会」を設置した。また、的確な工程管理を行いつつ推進していくため、関係部局が取り組むべき地産地消の推進施策をとりまとめた「地産地消推進行動計画」を地産地消推進検討会の意見を聞いて策定し、この計画に基づいて次の取組を推進した。

- 1 地産地消推進検討会において、地産地消の推進についてあらゆる面から検討し、この検討結果を踏まえ、今後の推進方策について中間とりまとめを公表した。また、学校給食における地場産物利用など学校給食と地産地消の連携についても、文部科学省の担当者を含めた関係者を交えて検討した。
- 2 地産地消は、地域段階での取組が特に重要であることから、地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）が市町村等地域において策定されるよう関係機関に通知した。この地産地消推進計画は、平成17年度中に全国600地区（全国市町村の約1/3）の策定を目標として運動を展開し、17年度末までに618地区で策定された。
- 3 地域の活動の発展に参考となる全国の地産地消の優良事例情報について、収集・分析・検討を行うとともに、優秀な地産地消推進活動を表彰した。
- 4 地産地消の推進の核となる直売施設や農産物加工施設の整備に対する支援を行った。
- 5 農林水産省が提唱し、消費者団体等の関係団体で構成された全国地産地消推進フォーラム実行協議会の主催で「全国地産地消推進フォーラム2006」を平成18年2月28日に開催し、「地産地消を科学する」をテーマに基調講演、パネルディスカッション、優良事例の農林水産大臣表彰及び事例発表を行った。

このような取組を通じ、農林水産省と関係省庁とが連携し、農業・商工・観光・学校給食等関係者と一丸となって地産地消を推進し、国産農産物の消費拡大を図り、ひいては食料自給率の向上に寄与していくこととしているところである。

第3節 水田農業構造改革対策

1 水田農業構造改革対策

(1) 米の生産調整の経緯

米については、潜在的な生産力が消費量を相当上回って推移していることから、昭和46年度以降、国による助成措置等を講じつつ、生産調整の推進を図ってきたところである。

平成16年度からは、平成14年に決定した「米政策改革大綱」を踏まえ、地域自らの発想・戦略と地域の合意による地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地づくり交付金等を内容とする水田農業構造改革対策（平成16～18年度）を実施している。

(2) 水田農業構造改革対策の概要

ア 趣旨

これまでの水田農業政策については、米の生産調整の推進が至上命題化し、地域の関係者の精力がその他の生産対策や経営対策に向けられにくかったこと、他の農業分野に比べて担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱であること、生産調整に関する助成措置が全国一律の要件及び単価であり、地域の特色を生かした産地づくりの観点に欠けていたこと、米価の下落が農家まで伝わりにくく、需要に応じた米の計画的生産という意図が伝わりにくかったこと等の指摘がなされてきたところである。

しかしながら、水田農業は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、水田等において耕作放棄等を防止し、その環境を良好に保全することが極めて重要である。

このため、「米政策改革大綱」及び「米政策改革基本要綱」に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととし、これまでの米の生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、その他水田農業に関する施策についても改革の趣旨に沿って、総合的かつ有機的連携を図りつつ実施する。

イ 地域水田農業ビジョン

「米づくりの本来あるべき姿」の実現に当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。

このため、米の生産調整と米以外の作物の生産を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利

活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進する。

ウ 水田農業構造改革対策の推進のための助成措置

(ア) 産地づくり対策

a 産地づくり交付金

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する。

このため、国は対策期間中安定した一定額の産地づくり交付金を都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）へ交付し、そこで造成された資金を、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に助成することで地域で策定されたビジョン実現に向けた取組を支援することとしている。

なお、産地づくり交付金は、都道府県協議会の判断により稲作所得基盤確保対策との間で融通可能としているほか、産地づくり交付金の中でも、産地づくり事業と特別調整促進加算事業との間で融通可能としている。

(a) 産地づくり事業

産地づくり事業は、米の生産調整の的確な実施及び水田環境の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するための事業である。

具体的には、地域協議会が、ビジョン実現のため、国のガイドラインの範囲内で助成の対象となる使途や助成要件、助成水準等を設定し、その内容を産地づくり計画書として取りまとめ、その計画に基づく取組に活用している。

(b) 特別調整促進加算助成事業

特別調整促進加算助成事業は、産地づくり事業の上乗せ措置として、地域条件に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するものである。

具体的には、都道府県協議会が、国のガイドラインの範囲内（①大幅な超過達成に対する助成、②地域特例作物の振興に対する助成、

③その他意欲的な生産調整に対する助成）で、助成対象、助成要件、助成水準等を内容とする活用方針をとりまとめ、また、この活用方針に定められた使途から、地域協議会が助成の対象とする使途を選択し、農業者等への支援を実施している。

b 麦・大豆品質向上対策

麦及び大豆について、担い手を中心とした生産性と持続性に優れた産地を育成し、需要と生産のミスマッチの解消を図るため、需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、麦については、農産物検査等級1等であって容積重又はタンパク含有率の基準を満たすこと、大豆については、農産物検査等級1、2等又は一定の要件を見たす契約栽培であることを要件として、13,000円/10 aの助成を実施している。

c 耕畜連携推進対策

安全・安心な畜産物の供給体制の構築及び自給飼料に立脚した畜産経営への転換を推進するため、水田において、稲作経営と連携した飼料作物の生産等を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、飼料作物の利用供給協定の締結に加え、

- ・一定面積以上の団地化
- ・稲発酵粗飼料又は、わら専用稲の生産
- ・水田放牧又は資源循環（堆肥の還元）

の取組に対して、13,000円/10 aの助成を実施している。

d 畑地化推進対策

米が過剰基調にあり、今後も需要の縮小傾向が続くことが見込まれる中で、米の生産装置である水田自体を減らすとともに、無計画な畑地化、耕作放棄地の増大等による水田の持つ多面的機能の喪失等の弊害を最小限に留めるため、地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援する。

(イ) 稲作所得基盤確保対策

米の生産調整のメリット措置として、生産者の抛出と国の交付金により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じ一定額を補てんする。

(ウ) 担い手経営安定対策

効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保、育成しつつ、水田農業の構造改革を加速化させるため、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乘せし、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、稲作収入の下落に応じて補てんする。

(3) 平成17年度における対策の実施状況

ア 17年度においては、全国2,227地域協議会においてビジョンが策定され、産地づくり対策の取組がなされた。

イ 対策の取組状況

- ① 産地づくり交付金の当初配分は144,508百万円（産地づくり事業139,508百万円、特別調整促進加算事業5,000百万円）であった。稲作所得基盤確保対策から産地づくり対策への融通が1,415百万円あり、また産地づくり対策における産地づくり事業と特別調整促進加算事業の間での融通の結果、融通後の配分額は145,923百万円（産地づくり事業142,677百万円、特別調整促進加算事業3,246百万円）となった。
- ② 麦・大豆品質向上対策のうち、16年産大豆の取組に対する交付額は5,089百万円、17年産麦の取組に対する交付額は5,602百万円であった。また、17年産大豆については、18年度予算での措置が基本であるが、農産物検査が早期に終了した地域の取組について、17年度予算で3,019百万円の前倒し交付を行った。耕畜連携推進対策への交付額は4,337百万円であった。畑地化推進対策への交付額は17百万円であった。
- ③ 17年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約97万人、加入数量では約408万tとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて、本対策が発動された。
- ④ 17年産の担い手経営安定対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約件数は約3万2千件、加入契約面積は約18万3千haであり、加入があった42道府県のうち35道府県において、本対策が発動された。

第4節 農産物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物（稲、麦類及び大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本とな

る優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、強い農業づくり交付金において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

2 米生産対策

(1) 生産動向

17年産水稲の作付面積は1,702千haと前年に比べて5千ha増加した。

収穫量については、台風、登熟期の高温やウンカ等病害虫の影響により九州を中心に被害が生じたものの、それ以外の地域ではおおむね生育が順調であったことから、全国の作況指数は101、10a当たりの収量は532kgとなった。

(2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、強い農業づくり交付金において、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、稲作の規模拡大と生産コスト低減のため、中型機械化体系による生産性や規模拡大の限界を打ち破る直播栽培等の生産技術を組合せた技術体系の確立・普及を引き続き推進するとともに、全国初である先進性が極めて高い取組を行うモデル産地の育成を推進した。

さらに、冷害に強い稲作生産や高温障害による品質低下を防止するために、地域ブロックごとに深水管理、遅植等の技術対策を推進した。

このほか、食の安全・安心の確保を図るため、産地における残留農薬のチェック体制の整備を図るとともに、玄米中のカドミウムについては、消費安全部局等との連携の下、出穂期前後の湛水管理によるカドミウム吸収抑制技術の普及を推進した。

3 麦生産対策

(1) 生産動向

17年産麦の作付面積は、は種期の天候不順による作付けの中止や他作物への作付け転換等により、都府県の作付面積が減少したため、4麦計で前年比2%減の

26万8,300haとなった。一方、収穫量については、北海道において前年産を下回ったものの、都府県においては、概ね天候に恵まれたことから前年産を上回り、4麦計では前年産並の105万8千tとなった。

(2) 生産対策

小麦については、近年、生産量が急増しているものの、品質や生産性の面で実需者ニーズに十分対応できておらず、品質や生産性の向上が急務となっている。

他方、大麦・はだか麦については、生産が横這い傾向にあるものの、近年の主食用や焼酎用等の需要の伸びに対応した生産の拡大が不十分となっている。

このため、農協等の生産者団体が主体となって産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握した上で、品質の向上や担い手の育成による生産コストの低減等、需要に応じた麦種・品種への転換について、地域の実情に即した具体的な目標を設定した。また、この達成に向けて、①品質分析結果に基づききめ細かな栽培指導や品質仕分け、②加工適正に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化、③担い手の生産規模の拡大、作付けの団地化、合理的な作付体系の確立などの産地改革を推進した。

4 大豆生産対策等

(1) 生産動向

17年産大豆の作付面積は、2年連続の不作の影響により生産者の作付け意欲が減退したこと等から、他作物等へ転換されたため、前年産に比べ2,800ha(前年産対比2%)減少し、134,000haとなった。

一方、収穫量については、相次ぐ台風等の影響により作柄が極めて悪かった前年産に比べ、生育が順調で被害の発生が少なかったことから、前年産を上回り22万5,000tとなった。

(2) 生産対策

大豆は、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、供給量や販売価格が乱高下することから、実需者の求める品種・品質の大豆を安定的に生産・供給することが急務となっている。

このため、産地の農協が中心となって産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握した上で、担い手の育成、多収化・収量の安定化、高品質化、生産コストの低減などについて、各地域の実情に即した具体的な目標を設定した。これら目標の達成に向けて、①担い手への農地や作業の集積、集落営農組織の育成・法人化、②土壌条件や気象条件に応じた安定生産技術の導入、③基本技術の徹底や適期作業、共同乾燥調製施設を中心とした出荷体制の整備、④作付けは場の団地化・連

ん化、不耕起栽培等の省力化技術の導入、等の取組を行い産地改革を推進した。

また、国産大豆の安定生産に資するため、(独)農業・食品産業技術総合研究機構が開発した気象条件・土壌条件に応じた安定生産技術について、全国14地区で導入試験を行い、新技術の普及を推進した。

(3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」(昭和36年法律第201号)に基づき、平成16年産及び平成17年産の大豆について、交付金235億9,600万円、大豆作経営安定対策22億2,100万円を交付した。

また、平成18年産大豆の交付金単価を7,990円/60kgと定めた。

5 野菜対策

(1) 生産・輸入動向

ア 野菜の生産動向

平成17年産の野菜作付面積は、448千haで前年に比べ、7千ha減少した。ブロッコリー(600ha増)、キャベツ(200ha増)など作付面積が増加した品目も一部にはあるものの、だいこん(1,000ha減)、スイートコーン(1,000ha減)、さといも(800ha減)などで作付面積が減少した。

平成17年産の野菜生産量は、1,248万tで前年に比べ13万t増加した。特にキャベツ等の葉茎菜類を中心に、6月以降、気象条件に恵まれ生育が順調に推移し豊作となったため、生産量は増加した。

表3 平成17年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

| 品目 | 作付面積 百ha | 収穫量 千t | 出荷量 千t | 対前年産増減 | | |
|--------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | | 作付面積 百ha | 収穫量 千t | 出荷量 千t |
| 根菜類 | 390 | 1 627 | 1 247 | △ 10 | 7 | 6 |
| だいこん | 55 | 153 | 121 | △ 2 | 15 | △ 11 |
| れんこん | 190 | 609 | 534 | △ 5 | △ 7 | 1 |
| にんじん | 88 | 162 | 133 | △ 5 | △ 10 | △ 8 |
| ごぼう | 42 | 64 | 51 | △ 0 | 4 | 2 |
| さといも | 150 | 185 | 109 | △ 8 | △ 0 | △ 2 |
| かぼちゃ | 88 | 204 | 164 | 1 | 6 | 5 |
| 葉菜類 | 198 | 924 | 702 | △ 4 | 36 | 29 |
| ほうれん草 | 56 | 88 | 72 | 1 | 1 | 1 |
| かぶ | 335 | 1 363 | 1 158 | 2 | 84 | 58 |
| きんぴら | 24 | 50 | 43 | 1 | 3 | 3 |
| ほうろく | 237 | 298 | 239 | △ 1 | 9 | 7 |
| ふじ | 8 | 17 | 14 | △ 1 | △ 1 | △ 1 |
| なつめ | 13 | 19 | 17 | △ 0 | △ 0 | △ 0 |
| なつたけ | 25 | 41 | 32 | △ 1 | △ 0 | △ 0 |
| なつたけ | 7 | 35 | 33 | △ 0 | △ 1 | △ 1 |
| なつたけ | 64 | 28 | 24 | △ 1 | △ 1 | △ 1 |
| なつたけ | 14 | 25 | 20 | △ 0 | 2 | 2 |
| なつたけ | 106 | 105 | 91 | 6 | 12 | 11 |
| なつたけ | 215 | 552 | 506 | △ 3 | 42 | 33 |
| なつたけ | 231 | 493 | 381 | △ 4 | 7 | 5 |
| なつたけ | 22 | 61 | 54 | △ 0 | △ 1 | △ 0 |
| なつたけ | 230 | 1 083 | 941 | △ 1 | △ 45 | △ 45 |
| なつたけ | 19 | 18 | 11 | 0 | △ 45 | △ 0 |
| 果菜類 | 134 | 675 | 566 | △ 3 | 2 | 0 |
| トマト | 169 | 234 | 176 | 1 | 9 | 8 |
| ピーマン | 114 | 395 | 293 | △ 3 | 5 | 3 |
| パプリカ | 130 | 758 | 667 | △ 1 | 3 | 1 |
| ピーマン | 36 | 154 | 131 | △ 1 | 1 | 0 |
| ピーマン | 259 | 251 | 192 | △ 10 | △ 15 | △ 13 |
| ピーマン | 74 | 53 | 33 | △ 2 | △ 0 | 0 |
| ピーマン | 47 | 29 | 18 | △ 1 | 1 | 0 |
| ピーマン | 27 | 23 | 17 | △ 1 | △ 0 | △ 0 |
| ピーマン | 130 | 77 | 52 | △ 1 | 4 | 3 |
| 香辛料 | 18 | 39 | 28 | △ 1 | 1 | 1 |
| 果実 | 69 | 196 | 178 | △ 1 | △ 2 | △ 2 |
| イチゴ | 104 | 241 | 220 | △ 7 | △ 7 | △ 6 |
| ブルーベリー | 134 | 450 | 385 | △ 5 | △ 4 | △ 2 |

生産局

イ 野菜の輸入動向

平成17年の輸入量は、252万tで前年に比べ14万t増加した。平成16年秋の台風・長雨、年明け以降の低温等による国産野菜の供給不足の影響により、にんじん、たまねぎ等の生鮮野菜の輸入が増加した。また、近年、消費が伸びている野菜飲料等の原料としてにんじんの生鮮品、加工品、トマトの加工品の輸入が増加した。

(2) 生産・流通対策

輸入野菜にシェアを奪われている加工・業務用需要を中心に、国産野菜のシェア奪還を図るため、平成13年より実施している野菜の構造改革対策に引き続き、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産供給体制を確立する新たな構造改革対策を実施した。

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

加工・業務用需要に的確に対応した野菜の生産・供給体制を整備するため、ソフト事業として、①生産者と実需者の連携を深めるための協議会の開催、②実需者に対する定時・定量供給に向けたサポート体制の構築等を推進した。また、ハード事業として、①用途別需要に対応した高機能カット機等の一次加工施設やパッケージング施設、②低コストかつ安定的な生産・流通体制の構築に向けた低コスト耐候性ハウス、ねぎ調製施設、通い容器、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金のうち、
輸入急増農産物における産地構造改革の推進
47,009百万円の内数
農業・食品産業競争力強化支援事業のうち、
輸入急増戦略的対応特別タイプ
6,336百万円の内数)

イ 国産野菜の競争力強化に向けた取組

(ア) 生産・流通コストを一層削減した野菜生産・供給を推進するため、ソフト事業として、①機械化一貫体系や選別・調制作業等の省力化・合理化に向けた技術の実証・普及、②多様な消費者等のニーズに的確に対応するため、安定供給に向けた産地間連携の確立、流通コスト削減に向けた通い容器の導入実証等を推進した。また、ハード事業として、①施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、流通の合理化に向けた集出荷貯蔵施設、②露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械等の整備を支援した。

(イ) 高品質で付加価値の高い野菜生産・供給を推進するため、ソフト事業として、①地域特産野菜のブランド化、地産地消等による地域の特色を活かした産地づくり、②品質の高い野菜の安定供給を図るための各都道府県における野菜産地の生産・出荷体制の強化や野菜指定産地の育成に向けた調査・指導等を推進した。また、ハード事業として、高品質野菜の選別や鮮度保持等のための共同利用施設等の整備を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金のうち、
産地競争力強化に向けた総合的推進

47,009百万円の内数

農業・食品産業競争力強化支援事業のうち、
競争力強化生産総合タイプ

6,336百万円の内数)

(3) 施設園芸における原油高騰対策

施設園芸では、光熱動力費が経営費の2割から4割程度を占めており、原油価格の高騰に伴い、施設園芸農家の収益に影響を及ぼす恐れがあり、施設園芸における原油高騰対策として、燃費向上のための加温機の点検整備等について、生産現場へ指導を行ったほか、以下の対策を実施した。

ア 強い農業づくり交付金による緊急対策

原油高騰に耐え得る産地体制を確立するため、強い農業づくり交付金のメニューを追加し、施設園芸の省エネルギー化を推進する緊急的な対策を実施した。具体的には、施設園芸農家が、燃油使用量を低減するために必要な省エネルギー設備（二重・三重カーテン、多段式サーモ装置、循環扇等）を共同で整備する取組を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金のうち、
施設園芸における省エネルギー化を推進する
ための体制整備 47,009百万円の内数)

イ NEDO エネルギー使用合理化事業者支援事業

NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助事業により、事業者が行う省エネルギー設備の導入を支援した。施設園芸に関しては、高効率暖房機への更新を対象とし、当省が導入暖房機の省エネルギー効果を認定した上でNEDOが助成を行った。全国19県、46団体の高効率暖房機について省エネルギー効果を認定した。

(4) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を

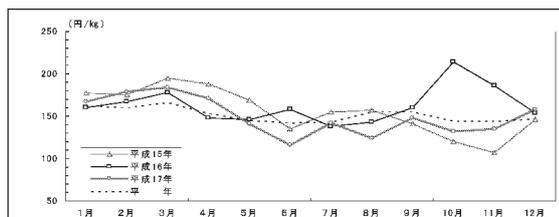
もっている。

平成17年の野菜価格は、16年秋の台風・長雨等の影響で、は種・定植が順調でなかったことや年明け以降の低温による生育遅延等から供給不足傾向となり、前半は平年を上回る価格で推移した。

6月以降は、気象条件に恵まれ生育が順調に推移し豊作となったことから、総じて平年を下回る価格で推移した。特に、葉茎菜類(キャベツ、はくさい、レタス)については、6月から8月にかけて生育が極めて順調に推移したことから、供給過剰となり、平年を大幅に下回る価格で推移した。

一転して、11月以降は低温、干ばつ傾向で推移したため、生育が停滞気味となったこと等から、12月中旬以降入荷量が減少し、年末年始の需要期とも重なり、12月の下旬は平年を上回る価格で推移した。

表4 指定野菜(14品目)の卸売価格の動向
(東京都中央卸売市場)



| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成15年 | 177 | 175 | 195 | 188 | 169 | 135 | 155 | 157 | 141 | 120 | 107 | 146 |
| 平成16年 | 160 | 167 | 178 | 148 | 146 | 158 | 138 | 143 | 160 | 214 | 186 | 154 |
| 平成17年 | 167 | 179 | 184 | 171 | 141 | 116 | 142 | 124 | 148 | 132 | 135 | 158 |
| 平年 | 162 | 160 | 166 | 153 | 145 | 142 | 143 | 155 | 155 | 144 | 144 | 147 |

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び価格」
注：平年とは、過去5年(平成12年～16年)の月別価格の平均値である。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定、それらを踏まえ生産出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。また、価格変動に対処するための緊急需給調整の実施、産地間連携等需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組みに対し支援した。

また、平成17年度から緊急需給調整の対象品目(キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい、レタス(周年)、にんじん(周年))に価格変動が比較的大きい品目(春だいこん、夏だいこん、春はくさい及び夏はくさい)を追加した。

緊急需給調整の実施については、キャベツ、はくさい及びレタスについて、6月から8月にかけて供給過剰による価格低迷が続いたために、全国農業協同組合連合会から、緊急需給調整(産地廃棄)の届出があり、キャベツで2万1千t(4回)、はくさいで3千t(3回)、レタスで6千t(5回)の産地廃棄が実施された。また、だいこんについては、11月

中旬以降、5百t(1回)の産地廃棄が実施された。

(予算額 重要野菜等緊急需給調整事業費

286百万円)

ウ 野菜価格安定制度

加工・業務用需要への対応の支援等の観点から、契約取引や大規模生産者に関する制度の運用改善を行うとともに、交付対象数量を増加することにより、野菜価格安定制度のセーフティーネット機能を充実強化した。

(予算額 野菜生産出荷安定資金造成費

9,146百万円)

(ア) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づいて、指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

(イ) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)及び野菜指定産地以外の野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下、「野菜価格安定法人」という。)が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(ウ) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(5) 消費拡大対策

野菜の消費拡大を推進するため、①産地における野菜の栄養・機能性の分析及び情報提供の取組推進、②外食・中食における野菜利用増大及び普及啓発活動の推進、③成人を対象とした企業・団体における野菜摂取普及啓発活動の推進、④1日当たりの野菜摂取目安

「5皿分」(350g)や野菜摂取の重要性の普及啓発等を実施した。

(予算額 野菜消費拡大特別対策事業

207百万円の内数)

6 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産・流通の動向

ア 果樹生産の動向

平成17年産の果樹栽培面積は26万5,400haで前年に比べ2,500ha減少した。種類別にみると、おうとう(140ha増)、その他かんきつ類(不知火、清見等)(300ha増)では増加したものの、うんしゅうみかん(900ha減)、りんご(500ha減)等では減少した。

平成17年産の果実の国内生産量は370万8千tとなり、前年産に比べて24万4千t増加した。これは、観測史上最大となる10個の台風が上陸し大幅に減収した前年に比べ、気象災害による減収が少なかったことに加え、みかんは表年に当たったこと等により7万t、りんごは6.5万t増加するなど、多くの品目で前年の生産量を上回ったことによるものである。

イ 果実及び果実加工品の輸出入の動向

平成17年の生鮮果実の輸出量は、りんごの輸出量が前年の台風の影響で減少したものが大きく回復し前年比69%増の17,099tとなったほか、なしが前年比10%増の2,137t、うんしゅうみかんがほぼ前年並の4,907tとなり、全体では前年比42%増の26,157tであった。

なお、主な輸出先は、うんしゅうみかんがカナダ、米国等、りんご及びなしが台湾、香港等であり、品目毎の主要な輸出先には大きな変化はない。

平成17年の生鮮果実の輸入量は、バナナが106万7千t、グレープフルーツが20万6千t等で、全体で前年比3%減の184万tであった。

果実加工品の輸入量は、パインアップル缶詰が5万1千t、もも缶詰が5万9千t、オレンジ果汁が8万9千kl、りんご果汁が8万5千kl等であった。

(2) 果樹の生産・流通対策

新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月)及び「果樹農業振興基本方針」(平成17年3月)に即し構造改革を進めるため、産地自らが、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の策定を推進した。また、消費者ニーズに的確に対応した高品質な果実を安定的に供給する体制の整備を進め、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業作り交付金において、次の諸対策を実施した。

ア 省力化栽培技術や優良品種の導入による高品質化生産体系の実証、生産履歴による産地情報の発信体制の構築等を推進した。

イ 優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等を推進した。

ウ 高品質果実の安定供給を図る、選別・鮮度保持等のための共同利用施設の整備を推進した。

(予算額 強い農業づくり交付金

470億円の内数)

(3) 果実の需給調整・経営安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成し、次の事業を実施した。

ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

平成17年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、大幅な生産増加が見込まれなかったことから、適正生産出荷見通し(適正生産量：うんしゅうみかん111万t、りんご87万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた高品質果実の計画的な生産出荷の取組が推進された。

(予算額 4,643万円)

イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

平成16年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、相次ぐ台風の影響で落果や傷果が発生したことにより、うんしゅうみかんでは収穫量が106万tで、適正生産量111万tの96%と目標を下回る水準となり、価格が堅調に推移したため、品質の悪かった極早生のシェアが高い2県を除いては補てんが行われなかった。

りんごでは収穫量が76万tで、適正生産量87万tの87%と目標を下回る水準となり、価格が堅調に推移したため、全道県で補てんが行われなかった。

(予算額 12億円)

ウ 国際対応果樹特別対策事業

輸入果実・加工品の増加に対抗し、今後とも国産かんきつを安定的に供給しうる強固な生産体制を整備するため、優良な晩かん類等への転換、生産条件不利園地の転換、国産果汁の競争力の強化対策を推進。

(4) 果実等の消費拡大対策

果実のある食生活推進事業

食育の取組と連携を図りつつ、科学的知見に基づく正しい果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200グラム運動」の全国統一的な取り組みに併せ、県の生産出荷団体、学校給食関係者等が連携し、消費者への情報提供や学校給食への地場産果実利用促進を図る「県版毎日くだもの200グラム運動」の取組みに対して助成を行った。

また、海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、継続的かつ安定的な果実の輸出を定着させるための取組みに対して助成を行った。

(予算額 1,200万円)

7 花きの生産普及対策

(1) 花きの生産動向

平成16年産の花きの生産の動向は表5のとおりである。

(2) 花きの振興対策

新たに策定された「花き産業振興方針」(平成17年3月)に即して次の諸対策を実施した。

ア 花きの生産・流通に関する施策

花き産地の競争力強化を図るため、ホームユース

用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進するため、集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

産地オリジナル品種の育成・高級花きの安定供給体制の構築等産地ブランドに必要な施設整備等を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金

470億円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

52億円の内数)

イ 日本産花きの消費・流通に関する施策

消費者に対する花のある生活の理解促進、花と緑の園芸技術交流展の開催及び園芸技術向上への支援を通じた花によるゆとりある地域づくりの推進を実施した。

さらに、消費者が求める高鮮度で日持ちの良い切花を供給するための、日持ち保証システムモデルの実証等を実施した。

(予算額 農業競争力強化対策民間団体事業

16億1,975万円の内数)

ウ 花き産業振興総合調査委託事業

花き関係の基礎データの整備、輸出国の実態についての調査・分析を行った。

(予算額 581万円)

8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の

表5 平成16年産の花きの生産の動向

| | 作付面積 (ha) | 出荷数量 | 生産額 (億円) |
|---------|----------------|-------------------------|---------------|
| | 前年比 (%) | 前年比 (%) | 前年比 (%) |
| 切り花類 | 18,260 (98) | 5,102,000 (千本) (96) | 2,485 (97) |
| 鉢もの類 | 2,195 (100) | 324,300 (千鉢) (102) | 1,146 (99) |
| 花壇用苗もの類 | 1,709 (98) | 840,100 (千鉢) (96) | 382 (100) |
| 花木類 | 9,586 (87) | 163,744 (千本) (115) | 1,009 (86) |
| 球根類 | 636 (90) | 184,300 (千球) (91) | 31 (82) |
| 芝類 | 7,663 (101) | 5,686 (ha) (98) | 87 (90) |
| 地被植物類 | 148 (104) | 67,281 (千鉢・千本) (101) | 69 (109) |
| 合計 | 40,197 (96) | — (—) | 5,209 (95) |

自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成17年産の作付面積は、6万7,500ha（前年比99%）であった。

平成17年産については、夏以降の高温等の影響により、作柄の良かった前年産に比べて根部の肥大が進まなかったものの、10a当たり収量は6.22t（同91%）、生産量は420万t（同90%）となり、近年の平均収量を上回る水準となった。根中糖分は平年並みであった。

さとうきびの生産は、平成17年産の収穫面積は2万1,300ha（同92%）となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きい。平成17年産については、一部地域で少雨等による生育不良がみられたものの、前年産に比べ、台風による被害が少なかったことから、鹿児島県では6.1t（同115%）、沖縄県では5.5t（同109%）となり、両県平均では5.7t（同111%）となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のでん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っている。その生産振興に当たっては、需要に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産コストの一層の低減等が必要となっている。

このため、平成17年度については、強い農業づくり交付金等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、新たな栽培管理体系の確立・導入の推進等について助成を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘しゅ糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っている。その生産振興に当たっては、地域の担い手を中心とする生産組織の育成等を進めるとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上等が必要となっている。

このため、平成17年度については、強い農業づくり交付金等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、かん水設備の整備、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種ほ設置等に対する助成を行った。

9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くが加工原料用需要であるため、海外製品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成17年産かんしょの作付面積は、焼酎ブームにより南九州における作付が増加したことから、4万800ha（前年比101%）となった。また、10a当たり収量は、6月以降天候に恵まれ生育が回復し、着いも数が確保されたことから2,580kg（同103%）となり、生産量は105万t（同104%）となった。

平成17年産ばれいしょの作付面積は、ほぼ横ばいの8万6,900ha（同100%）となった。また、10a当たり収量は、主産地の北海道において6月の高温・小雨により着いも数が少なかったこと等からやや減少し3,170kg（同96%）となり、生産量は前年を下回る275万2千t（同95%）となった。

なお、地域別の主な内訳は、北海道産215万t（同96%）、都府県産60万2千t（同92%）となった。

イ 雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。17年産の作付面積は小豆3万8,300ha（前年比10%減）、いんげん1万1,200ha（同5%減）であった。

生産量については、小豆、いんげんともに主産地の北海道において8月以降干ばつ気味で推移したこと等により登熟がやや抑制され10a当たり収量が前年をやや下回ったことから、小豆は7万8,900t（同13%減）、いんげんは2万5,700t（同6%減）となった。

落花生は、作付面積が8,990ha（同1%減）とわずかに減少した。生産量は、生育期間を通じておおむね天候に恵まれ、生育が順調であったことから、2万1,400t（同0.5%増）となった。

ウ 茶

平成17年の茶栽培面積は、前年に比べ400ha減の4万8,700ha（前年比99%）となった。

荒茶生産量は、一番茶は、1月から4月にかけての少雨及び4月下旬の凍霜害により減少したものの、二番茶以降は生育が持ち直したことから、最終的に10万t（同93%）となった。

また、輸出は1,145t（同124%）で、うち緑茶が1,096t（同126%）であった。一方、輸入は5万1,371t（同91%）で、うち緑茶が1万5,187t（同89%）、紅茶が1万5,445t（同95%）、その他の茶が2万740t（同90%）であった。

エ その他の特産農産物

平成17年のその他の特産農産物の生産量は、そばが3万1,800t（前年比148%）、いぐさが主産県（熊本県、福岡県）で2万1800t（同105%）、こんにゃく芋が主産県（群馬県、栃木県）で6万7,000t（同100%）、ホップが497t（岩手県他・同108%）であった。

(2) 特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、強い農業づくり交付金において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある製品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

また、ばれいしょについては、加工用ばれいしょの省力高品質生産体系の確立を推進した。

イ そば、いぐさ、こんにゃく芋等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産産地の育成、中小産地を中心に

付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制の確立を推進した。

(3) 特定畑作物等対策

特定畑作物等（雑豆、落花生、こんにゃく芋、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品）について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

10 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹製を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕従事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成17年の取繭量は626.2t（前年比94%）であり、蚕期別にみると春繭は243.3t（同97%）、初秋繭は164.7t（同94%）、晩秋繭は218.2t（同91%）であった。

イ 生糸需給

平成17生糸年度（平成17年6月～18年5月）の生糸供給量は、期初在庫数量7,274俵（前年比33%）に、国内生産量2,024俵（同52%）、輸入数量26,365俵（同131%）を加え、35,663俵（同78%）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量25,737俵（同95%）であったため、期末在庫数量は9,926俵（同136%）となった。また、生糸価格は平均で3,334円/kg（同149%）であった。

(2) 蚕糸業構造改革への取組

養蚕業の規模が縮小を続けている状況にかんがみ、持続的な養蚕業を実現するため、3年間の構造改革を実施、4年後には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導する。

具体的には、平成17年度は、主に養蚕・製糸側と需用者側との連携強化を図るとともに、需要者側の要求する品質・規格に対応できるように、養蚕・製糸の技術向上のためのソフト事業を行った。

(3) 蚕糸業経営安定対策

① 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」(昭和26年法律第310号)により、

- ア 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定
- イ 国費及び輸入糸調整金を活用した機構交付金の交付事業の実施

を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定が図られた。

平成17生糸年度の取引指導繭価等については、平成17年3月に以下のとおり設定した。

| | |
|---------------------|-------------|
| 取引指導繭価 | 1,518円/生繭kg |
| 基準繭価(製糸支払繭代) | 100円/生繭kg |
| 実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み | 4万俵 |
| 輸入糸調整金単価の水準 | 190円/生繭kg |
| 下位指標価格 | 3,100円/生糸kg |
| 上位指標価格 | 4,900円/生糸kg |

この結果 年間平均の繭の取引価格は1,859円/kg(平成16年度1,692円/kg)となった。

② 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承・地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策を実施した。

(4) 繭・生糸の国境措置

ア 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成17年度の関税割当枠は、1,995tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円/kgに対し平成17年度は2,523円/kgが適用された。

イ 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成17生糸年度は実需者輸入割当枠3万4,000俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて190円/kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%

引き下げられ、基準額8,209円/kgに対し平成17年度は6,978円が適用された。

(5) 独立行政法人農畜産業振興機構の運営

ア 運営概況

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)に即して平成15年9月に解散された農畜産業振興事業団蚕糸部門の定員、事業(生糸の短期保管を除く。)等は、同年10月に設立された独立行政法人農畜産業振興機構に承継された。

イ 事業実績

平成17事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸輸入調整業務

| | |
|-----------------|---------|
| (a) 生糸の売渡し | 0俵 |
| 輸入申告に係る買入れ、売り戻し | |
| 買入、売戻数量 | 24,552俵 |
| 実需者輸入分 | 24,552俵 |
| 一般輸入分 | 0俵 |

b 繭糸生産流通合理化等助成事業

| | |
|-----------------|-----------|
| (a) 蚕糸業経営安定対策事業 | 104,427万円 |
| (b) 養蚕文化継承対策事業 | 7,248万円 |

11 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として消費が減少傾向にあるため、近年では220万t台で推移し、平成16砂糖年度(平成16年10月～17年9月)には223万tとなった。

他方、供給量は、てん菜糖、甘しゃ糖を合わせた国内産糖が91万2千t、輸入糖が127万tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、全体的に生育に適した天候に恵まれ単収が著しく高まったことから、産糖量は史上最高であった昨年を上回り、17年に入り原料貯蔵時の著しい劣化が見られたものの、78万4千t(前年比106%)となった。

また、甘しゃ糖は、さとうきびの収穫面積が昨年産と比較してやや減少したことに加えて、度重なる台風により折損・潮害等の被害を受けたことから、121千トン(同79%)となった。

イ 糖価の動向

国際糖価は、国際需給が緩和基調にあることを反映して低水準で推移してきたが、16年から原油価格の高騰等の影響もあり、平成16砂糖年度平均のニュ

一ヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり10.46セントとなった（前年度7.85セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきたが、16年から国際糖価の上昇等の影響を受け、平成16砂糖年度における卸売価格はkg当たり135円（東京市中相場）となった（前年度129円）。

(2) 砂糖の価格調整

ア 国内産糖合理化目標価格等

平成17砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

| | |
|-------------|---------------------------|
| 国内産糖合理化目標価格 | t 当たり14万9,600円 |
| | （平成17年9月15日農林水産省告示第1388号） |
| 指定糖調整率 | 33.93% |
| | （平成17年9月15日農林水産省告示第1389号） |
| 異性化糖調整基準価格 | t 当たり17万415円 |
| | （平成17年9月15日農林水産省告示第1390号） |
| 異性化糖調整率 | 11.63% |
| | （平成17年9月15日農林水産省告示第1391号） |

イ 最低生産者価格

平成18年には種されたてん菜の最低生産者価格については、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖分が16.8度以上17.1度以下のものに対応する最低生産者価格が1トン当たり1万6,560円と定められた（平成17年10月20日農林水産省告示第1577号）。また、平成18砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖度が13.7度以上14.3度以下のものの価格として1トン当たり2万120円とされた（平成17年10月20日農林水産省告示第1579号）。これらの最低生産者価格のほか、農業経営基盤強化特別対策により、てん菜については1,000百万円、さとうきびについては512百万円が措置された。

ウ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、平成17砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

| | |
|-------------|---------------|
| てん菜糖 | |
| てん菜原料糖以外のもの | t 当たり7万5,464円 |
| | （前年比94%） |
| てん菜原料糖 | t 当たり7万7,299円 |
| | （前年比93%） |

（平成17年10月20日農林水産省告示第1578号）

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 甘しゅ糖 | |
| 鹿児島県さとうきび生産振興地域 | |
| 種子島において製造されるもの | t 当たり19万5,991円 |
| | （前年比98%） |
| 奄美大島において製造されるもの | t 当たり19万8,650円 |
| | （前年比98%） |
| 喜界島において製造されるもの | t 当たり19万6,257円 |
| | （前年比98%） |
| 徳之島において製造されるもの | t 当たり19万5,459円 |
| | （前年比98%） |
| 沖永良部島において製造されるもの | t 当たり19万8,118円 |
| | （前年比97%） |
| 与論島において製造されるもの | t 当たり19万8,650円 |
| | （前年比98%） |
| 沖縄県さとうきび生産振興地域 | |
| 沖縄本島において製造されるもの | |
| （沖縄本島内において販売されるものを除く） | t 当たり19万2,709円 |
| | （前年比98%） |
| 沖縄本島以外の地域において製造されるもの | |
| （南大東島及び北大東島を除く） | t 当たり19万6,959円 |
| | （前年比98%） |
| 南大東島及び北大東島において製造されるもの | t 当たり20万609円 |
| | （前年比98%） |
| 沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの | t 当たり19万1,459円 |
| | （前年比98%） |
| | （平成17年10月20日農林水産省告示第1580号） |

(3) いも、でん粉対策

ア でん粉の需給

平成16でん粉年度（平成16年10月～17年9月）におけるでん粉の需要量は、299万t（前年比99%）となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉5万3千t（同90%）、ばれいしょでん粉が24万2千t（同99%）となり、コーンス

ターチ253万1千t(同100%)、輸入でん粉14万1千t(同85%)、小麦でん粉2万3千t(同92%)を加えたでん粉の総供給量は、302万1千t(同99%)となった。

イ いも、でん粉対策

a 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、平成16年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

(a) かんしょ及びばれいしょの原料基準価格

かんしょ t 当たり 2万5,063円
(前年比100%)

ばれいしょ t 当たり 1万3,640円
(前年比100%)

(b) 買入基準価格

かんしょ生切干 t 当たり 9万7,199円
(前年比100%)

かんしょでん粉 t 当たり 13万7,704円
(前年比100%)

ばれいしょでん粉(精粉)
t 当たり 10万7,174円
(前年比100%)

ばれいしょでん粉(未粉)
t 当たり 10万6,194円
(前年比100%)

b また、かんしょの取引指導価格を3万1,090円/t(うち奨励金5,787円/t)と定めた。

c 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱合せにより消化に努めた。

ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向

平成16砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は8万1千t(うち、規格ぶどう糖7万t)であり、価格は118.3円/kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

エ 異性化糖の生産及び価格の動向

平成16砂糖年度における異性化糖の生産量は79万6千t(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は90.6円/kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

(4) 制度の見直し

平成17年10月に、平成19年からのてん菜・でん粉原料用ばれいしょに対する政策支援の仕組み(品目横断的経営安定政策)が決定されたことに併せ、平成19年

からのさとうきび及びでん粉原料用かんしょに対する政策支援の枠組みを、平成17年12月に取りまとめた。

12 鳥獣による農作物被害対策

平成17年度における鳥獣による農作物被害面積及び被害金額は、鳥類が5万2千ha、69億1千万円、獣類が6万9千ha、117億8千万円となっている。作物別の被害金額では、果樹が約53億円、水稲が約44億円、野菜が約40億円となっている。被害状況については、特にイノシシ(被害金額約49億円)、シカ(同約39億円)及びサル(同約14億円)による被害が獣類による被害金額の約9割を占め、中山間地域を中心に深刻となっている。

被害防止対策を推進するため、侵入防止柵等の被害防止施設の整備とともに、追い払い隊等による自衛体制の整備や普及啓発活動等地域の取組みへの支援を実施した。

また、「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会」を開催し、平成17年8月に、今後の鳥獣害対策の取組み強化の方策等を取りまとめるとともに、報告書を踏まえた新たな取組みとして、イノシシ、シカ、サルの生態特性と被害対策をまとめた技術指導者向けの被害防止マニュアルを平成18年3月に作成し、各都道府県等に配布した。

第5節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、関係団体及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」(平成8年策定、13年改定)を17年度中に改定し、これに基づく①低価格資材の供給、②流通の合理化、③資材の効率利用に取り組むことを促進するとともに、以下の施策を実施し、地域や民間団体による生産資材費低減に向けた取組を支援した。

ア 肥料等の配送拠点における物流情報システム化やフレコン輸送の受入システムの確立等資材流通の合理化を推進した。また、安価な肥料や効率的施肥技術等を活用した低コスト施肥システムの実証・普及、農業機械の点検・整備知識等の普及啓発、中古農業機械のリサイクル、広域的な農作業受委託や農業機械リース・レンタル利用等、低価格資材の普及、効率的な資材の利用等の取組を推進した。

イ 資材費低減に向けた民間団体による低価格資材の

供給実態や資材の効率利用に係る優良事例の調査、農業者への普及啓発及び廃棄コスト削減のため使用済資材新規用途開発等を推進した。

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要なオペレーターの技能講習、地域の作業請負調整等を推進するとともに、農業機械・施設等の条件整備を推進した。

(2) 地域における農作業安全対策の推進

農作業の安全を確保するため、農作業現場環境等の改善を促進させ、高齢農業者等に対する安全意識の啓発を図るとともに農業者に対して安全指導の徹底等農作業事故防止に向けた取組を推進した。

(3) 農機具の検査・鑑定

ア 農機具の検査

「農業機械化促進法」(昭和28年法律第252号)の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じて、農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームについて46型式の農機具型式検査を実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については、25機種159型式、②任意鑑定については、6機種9型式の鑑定を実施した。

(4) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類ロボット収穫技術など、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。

なお、17年度基礎・基盤研究事業において実施した主な研究課題は次のとおりである。

- a 農業機械コストの多面的分析
- b 女性及び高齢者に配慮した安全性・快適性向上技術の開発
- c 穀物衛生管理システムの開発研究
- d ロボット化・情報化による作業支援技術の確立

(イ) 次世代農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成15年7月17日農林水産省告示第1048号)に基づき、農業の構造改革の加速化、安全で安心な農畜産物の供給、持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、17年度に次世代農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

a 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械

野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械

- (a) 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置
- (b) 追従型野菜運搬車
- (c) 汎用型飼料収穫機
- (d) 低振動・低騒音型刈払機
- (e) 中山間地域対応型防除機

b 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械

農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械

- (a) 生体情報測定コンバイン
- (b) 牛体情報モニタリングシステム
- (c) 乳頭清拭装置

c 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械

環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械

- (a) 環境保全型汎用薬液散布装置
- (b) いも類の収穫前茎葉処理機
- (c) せん定枝粉碎搬出機
- (d) 高精度固液分離装置
- (e) 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置
- (f) 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置

イ 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成17年度は、新たに高精度固液分離装置、品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置、自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置、ドリフト低減型ノズル、畜舎換気用除じん・脱臭装置、追従型野菜運搬車の6機種を実用化事業の対象とし、

農業機械等緊急開発事業、21世紀型農業機械等緊急開発事業及び次世代農業機械等緊急開発事業により開発された計46機種の農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型化及び共通金型の賃貸等による高性能農業機械の普及を図った。

(5) 農業機械化研修

平成17年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおりである。

| | |
|-------------------------------|------|
| ア 農林水産省・独立行政法人研修 | 395名 |
| イ 指導員（都道府県、市町村、農業関係団体職員等）養成研修 | 46名 |
| ウ 合同開催研修（ア及びイ合同開催分） | 119名 |
| 計 | 560名 |

(6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成17年5月26日及び9月6日に農業機械化分科会基本方針部会が開催され、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」の改正について、諮問・答申がなされた。

また、平成17年7月27日及び12月13日に農業機械化分科会検査部会が開催され、平成18年度における農機具の型式検査の種類（10機種）並びに一部検査項目に関し、申請者データの活用や民間委託ができるよう型式検査の主要な実施方法及び基準を改正することについて審議の上、諮問・答申がなされた。

3 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）に対応して発足した制度である。平成10年には、品種登録の対象植物の拡大、保護期間の延長等を内容とする全面改正を行い、その後、平成15年には、登録品種の収穫物段階における権利侵害を罰則の対象とするなどの一部改正を行った。

さらに、近年、登録品種の収穫物が加工品として脱法的に輸入されるおそれが生じており、我が国の知的財産立国の方向性にもかんがみて、平成17年6月に種苗法が一部改正された。その内容は、①登録品種の収穫物から直接に生産される加工品の利用行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に追加するとともに、②育成者権の存続期間を延長し、果樹等の永年性植物について30年、その他の植物について25年としたものである。加工品の具体的品目は、種苗法施行令の改正により、①小豆の加工品として豆を水煮

したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん、②いぐさの加工品としてごぎ、③稲の加工品として米飯、④茶の加工品として葉又は茎を製茶したものとなっており、17年12月に施行された。

また、平成18年3月に関税定率法が改正され、同法から輸入禁制品に係る規定が削除されて関税法に移されるとともに、併せて関税法に新たに輸出禁制品に関する規定が新設され、輸出禁制品として育成者権侵害物品が指定された。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成18年3月末の出願累計は19,805件、登録累計は14,295件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹でその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(独)種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成17年度は(独)種苗管理センターにおいて、食用作物11品種11点、野菜30品種32点、草花・観賞樹712品種712点、特殊検定4品種6点の計757品種761点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが宮城県ほか7県、国立大学法人愛媛大学、鯉淵学園農業栄養専門学校に栽培試験を委託し、食用作物4品種5点、果樹7品種7点、草花27品種27点、きのこ1品種1点の計39品種40点について実施した。

（注：点数は平成17年度の計画点数である。）

エ 種別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成17年度は、(社)農林水産技術情報協会等に対し、草花類3、観賞樹7の計10種類について、種苗特性分類調査を委託するとともに、(独)種苗管理センターにおいて、草花類11、観賞樹4、の計15種類について、新規植物特性調査を実施した。

オ 審査基準国際統一委託事業

急増する国際的出願に対する審査の迅速化を図るためには、日本の審査基準をUPOVテストガイドライン(TG)に統一することで、UPOV加盟国との間で栽培試験データや審査結果の交換を実現させることが有効である。

そのため、平成13年度から、イネ等、我が国において重要な植物の審査基準をUPOVTGに統一している。

平成17年度においては、(社)農林水産先端技術産業振興センターに対し、ばれいしょ、はくさい、マーガレット、オランダかいう、キウイフルーツの計5植物に関する審査基準の改訂のための調査を依頼した。

(予算額1,016万円)

カ 育成者権の侵害への対応

我が国の登録品種の種苗が、海外へ不法に持ち出され、その種苗を用いて生産された農産物が輸入されてくる等の権利侵害に対応するため、育成者権戦略的取得・活用支援委託事業により、中国及び韓国における育成者権取得・権利侵害マニュアルを作成し育成者権者等に広く情報提供するとともに、中国及び韓国へ第1回育成者権保護官民合同ミッションを派遣し、両国の品種保護制度の充実や運用の改善を働きかけた。さらに、登録品種表示マーク(PVPマーク)の普及・啓発用ポスターの作成、PVPマークを活用した登録品種の正しい利用促進のためのシンポジウムの開催、種苗の違法な海外への持ち出しや種苗の適正な利用に関する注意啓発用リーフレットの作成・配布を通じ、育成者権に関する普及・啓発を図った。

また、種苗管理センターに品種保護対策官(通称：品種保護Gメン)を4名設置し、育成者権の保護・活用に関する相談への助言、品種類似性試験及び育成者権の保護・活用に関する情報の提供を行った。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成17年度では4,878件(新規4,704件、変更167件、廃業7件)であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成16年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査18,555点、集取試料の検査3,641点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査130点、種子検査3,235点、病害検査142点、遺伝子組換え種子検査31点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発

行688件、国際種子検査報告書の発行302件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定21点

d 園芸用備蓄種子の検査について

園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査128点(3.4万ℓ)

イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

培養苗低コスト安定生産システム実用化技術開発促進事業

健全・無病な苗の安定供給を図るため、培養苗低コスト安定生産システムの実用化技術開発を推進した。

(予算額1,629万円)

ウ 優良な原原種・原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種の生産及び配布(平成17年度配布実績：馬鈴しょ1,370t、さとうきび272万本、茶樹3万本)を行った。

なお、平成18年3月に独立行政法人種苗管理センター法の改正を行い、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布業務を廃止するとともに役職員の身分の非公務員化を行った。

第6節 持続性の高い農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。

1 環境保全型農業の推進

(1) 農業環境規範の普及・定着の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等の一部において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入促進

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年法律第110号)」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者(エ

コファーマー)の認定を促進し、平成17年度末の認定件数は9万8千件に達した。

(3) 新たな農業環境施策の検討

農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する平成19年度からの支援の導入に向けて、環境負荷の低減効果等に対する評価・検証手法等の確立に必要な調査を行った。

(4) 環境負荷低減に資する技術の開発・普及

いも類の機械茎葉処理や農薬の飛散防止のための機械・技術の開発、生物機能を活用した生産管理技術の開発、病虫害センシング(発生予察)技術の開発等を行った。

また、硝酸態窒素の溶脱や温室効果ガス等環境に負荷を与える物質のほ場レベルでの測定手法確立や環境収支の的確な評価等を行うとともに、強い農業づくり交付金により土づくり、休閒緑肥作物の導入等に関する調査、普及等への支援を行った。

このほか、使用済み農業生産資材の適正処理により環境負荷の低減を図るため、全国規模での普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発等を行うとともに、都道府県において関係者の協力体制の確立、廃棄物の処理・減量化計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等を推進した。

2 地力増進対策

我が国の農地の土壌は、その半分が地力水準の低い、いわゆる不良土壌であることから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壌のもつ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、「地力増進法」(昭和59年法律第34号)に基づく地力増進地域の対策調査及び改善状況調査を行うとともに、地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、土壌機能の実態把握調査及びそれを踏まえたたい肥や化学肥料の適正使用に関する指針に基づく施肥基準の見直しの推進、現場における土壌管理の指導等を支援するためのシステムの開発を行った。

第7節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成17年9月に開催された第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

ア 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るものの調査審議。

イ 家畜改良増殖法、飼料需給安定法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、畜産物の価格安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理。

(3) 畜産部会委員の構成

平成17年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

生源寺 眞 一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

伊藤 淳 子 (株)エイガアル代表取締役社長

(臨時委員)

秋岡 榮 子 経済エッセイスト

阿部 亮 日本大学生物資源科学部教授

今 克 枝 酪農経営者

加藤 和 彦 北海道農政部畜産振興課長

神田 敏 子 全国消費者団体連絡会事務局長

木村 春 雄 肉用牛振興基金協会理事

近藤 康 子 サントリーお客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト

武見 ゆかり 女子栄養大学教授

寺内 正 光 日本食肉市場卸売協会理事長

飛田 稔 章 北海道農業協同組合中央会副会長

内藤 廣 信 中央畜産会常務理事

中山 悠 日本乳業協会会長

平野 宏 日本飼料工業会会長

福田 晋 九州大学大学院農学研究院助教授

富士 重 夫 全国農業協同組合中央会基本農政対策部部長

堀江光洋 養豚経営者
 増田淳子 ジャーナリスト
 松木篤美 主婦連合会常任理事
 萬野修三 肉用牛経営者
 向井文雄 神戸大学農学部教授
 森裕司 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 吉野直行 慶應義塾大学経済学部教授

(4) 第1回畜産部会

平成18年2月23日に開催された第1回畜産部会においては、最近における畜産の一般情勢について意見交換が行われた。

(5) 第2回畜産部会

平成18年3月9日に開催された第2回畜産部会において、「平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記1)、「平成18年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記2)、「平成18年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記3)について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、18年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3月31日に告示された(別記4)。

(別記1)

17生畜第2924号
 平成18年3月9日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣

諮問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成18年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

17生畜第2918号

平成18年3月9日
 食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成18年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

17生畜第2917号

平成18年3月9日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮問

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

17食農審第85号

平成18年3月9日

農林水産大臣殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答申

平成18年3月9日付け17生畜第2924号で諮問があった平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「限度数量」という。)及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成18年3月9日付け17生畜第2917号で諮問があった平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成18年3月9日付け17生畜第2918号で諮問があった平成18年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び

物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成18年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別紙)

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、畜産経営安定対策の対象者に係る方針の下で、地域の実態に即した認定農業者の増加等を図るとともに、新規就農の促進、女性の活躍の場のさらなる充実など担い手の育成・確保に努めること。
- 2 今後とも自給飼料基盤に立脚した畜産経営を育成するため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大、国産稲わらの飼料利用の拡大、地域の土地条件等に対応した放牧の普及、自給飼料の生産性向上、コントラクターの活用等の推進により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。
- 3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、耕畜連携の推進等によりたい肥の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO 農業交渉においては、我が国の主張を反映した、柔軟性があり、輸出国と輸入国の balan

スのとれた貿易ルールが確立されるよう取り組むこと。

- 6 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施にあたっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 飲用牛乳および脱脂粉乳、バター等の需要低迷により脱脂粉乳の在庫に加えバターの在庫も増加しているという需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供に努めるとともに、生クリーム、チーズ等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大の推進を図ること。
- 2 牛乳・乳製品の栄養素バランスや多様な機能性、食生活における役割について、科学的知見に基づく正確な情報を伝え、関係者の消費拡大活動に資するとともに、国産の牛乳・乳製品の輸出の促進方策についても検討すること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化と製造コストの低減を図るとともに、チーズ等輸入品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化を推進すること。

III 食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めること。また、乳用種については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が実施されているが、消費者の情報ニーズに的確に対応した効果的な情報発信を行うことにより、その認知度の向上を図ること。
- 2 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進するとともに、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。
また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化、生産コストの低減、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、肉用牛については、新技術や乳用牛資源を活用した生産性向上、放牧の推進等の支援を図ること。

(別記5)

農林水産省告示第515号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数

量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

2,030千トン

二 加工原料乳の補給金単価

単 位 補給金単価
1 キログラム 10.40円

農林水産省告示第512号

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成18年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

1 畜産物の価格安定に関する法律施行規則(昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 皮はぎ法により整形したもの | |
| 安定基準価格 | 365円 |
| 安定上位価格 | 480円 |
| (2) 湯はぎ法により整形したもの | |
| 安定基準価格 | 340円 |
| 安定上位価格 | 445円 |

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

- | | |
|--------|--------|
| 安定基準価格 | 780円 |
| 安定上位価格 | 1,010円 |

農林水産省告示第513号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成18年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

| | |
|-----|--------|
| 品 種 | 保証基準価格 |
|-----|--------|

- | | |
|----------------------|----------------|
| 黒毛和種 | 一頭につき、304,000円 |
| 褐毛和種 | 一頭につき、280,000円 |
| 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 | 一頭につき、200,000円 |
| 乳用種の品種 | 一頭につき、110,000円 |
| 肉専用種と乳用種の交雑の品種 | 一頭につき、175,000円 |

農林水産省告示第514号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 品 種 | 合理化目標価格 |
| 黒毛和種 | 一頭につき、267,000円 |
| 褐毛和種 | 一頭につき、246,000円 |
| 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 | 一頭につき、141,000円 |
| 乳用種の品種 | 一頭につき、80,000円 |
| 肉専用種と乳用種の交雑の品種 | 一頭につき、135,000円 |

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)第2条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

17年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分(入札重量ベース)として脱脂粉乳4,000t、バター3,551tの輸入業務を委託し、バター(売渡重量ベース)は、前年度繰越分3,652tを11月までに、17年度分のうち199tを2月に、572tを3月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイ6,685t、デイリースプレッド1,762tの売買(受渡重量ベース)を実施した。

また、機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は310tとなった。

イ 指定食肉

指定食肉の16年度における卸売価格は、牛肉については米国産牛肉の輸入停止措置の影響もあり、安

定基準価格を上回って推移した。

また、豚肉については、牛肉・鶏肉の代替需要により、堅調に推移した。

ウ 鶏卵

17年度の鶏卵の卸売価格は、堅調に推移したことから調整保管は実施していない。

(2) 助 成 業 務

ア 学校給食用牛乳供給事業

17年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、安全性の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して15億1,100万円の助成を行った。

イ 畜産業振興事業

17年度の価格関連対策等に係る畜産業振興事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等44事業に対し、補助事業として678億8,685万円の補助を行った。

(3) 加工原料乳生産者補給金交付業務

17年度の加工原料乳生産者補給金については、加工原料乳の限度数量205万tに対し、205万tを対象に213億2,000万円（単価10円40銭/kg）を交付した。

(4) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付する加工原料乳生産者経営安定対策事業については、平成17年度末時点で、基金総額81億5,140万円うち、60億6,510万円を措置した。

(5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

17年度の生産者補給金は、「その他肉用専用種」については841頭を対象に261万円、「乳用種」12万8,136頭を対象に26億1,133万円、合計26億1,394万円を交付した。

(6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットや通信衛星等を利用した情報提供を行うとともに、食に関するフォーラムを開催した。この経費の総額は3億5,687万円であった。

第 8 節 酪 農 対 策

1 牛乳乳製品の需給

16年度の牛乳乳製品の需給については、生乳生産は、

搾乳牛頭数が前年を下回ったこと及び猛暑の影響等により、15年度を1.4%下回り、828万tとなった。牛乳等向け処理量は、猛暑にもかかわらず、夏場の飲用需要が伸び悩んだこと等により15年度を2.3%下回った。乳製品向け処理量は、15年度と横ばいの330万tとなった。脱脂粉乳については、生産量の減少及び脱脂粉乳過剰在庫処理対策の実施等により在庫は減少した。バターについては、夏場の猛暑により需要が減少した一方、生産量も減少したことから在庫は減少した。

17年度については、生乳生産は、16年度の記録的な猛暑の影響の反動や分娩時期の遅れから、秋以降生産量が回復した一方で、生乳需給の緩和から一部の地域において年度末に生産抑制対策を実施したこと等により、16年度を0.1%上回り、829万tとなった。牛乳等向け処理量は、豆乳類、野菜飲料等の他飲料との競合等により、16年度を3.4%下回った。その結果、乳製品向け処理量は16年度を5.2%上回り、347万tとなった。脱脂粉乳については、特定乳製品向けの生乳が増加したことにより生産量が増加した一方で、消費量が脱脂粉乳過剰在庫処理対策の実施により増加し、在庫は減少した。バターについては、生産量が増加し、消費量は主要な仕向先である製菓・製パン需要が伸び悩んだこと等から減少したため、在庫は増加した。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

乳業に係る諸施策の推進に資するため、飲用牛乳及び主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）を製造している主要な工場を対象として、製品別の処理及び加工に要した経費等（原材料費、製造関係経費、一般管理費、販売費及び支払利子）について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の補給金単価の算定基礎とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及び生乳の集送乳事業を行っている生産者団体・工場（牛乳乳製品生産費調査の対象となっている工場を除く。）を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、併せて生乳販売手数料について、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(3) 牛乳販売店価格動向調査

飲用牛乳等の小売価格や今後の需要見通しなど、牛乳小売の実態を把握し、小売段階における流通合理化及び消費拡大の推進に資するための基礎資料を作成す

ることを目的として、全国の牛乳小売店1,200店舗余を対象として、牛乳類の仕入・販売価格、販売数量、需要見通し等について調査を行った。

(4) 乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴、または下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

(5) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情を把握するため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種別別在庫量の調査を行った。

3 生乳取引・流通改善対策

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進、乳質基準・規制等の運用改善と普及定着及び生乳取引方法の改善等を図るため、生乳乳製品流通対策事業として、都道府県、指定生乳生産者団体及び中央酪農会議等に対して指導及び助成を行った。

(1) 地方公共団体等

ア 生乳需給調整推進

都道府県は、指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、生乳取引の改善等を図るため、会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

また、都道府県の下で指定生乳生産者団体は、生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化及び生乳取引の改善等の円滑な推進を図るための会議の開催、調整指導、調査等を行った。

イ 広域乳質検査体制整備

都道府県等が行う生乳検査組織の在り方の検討並びに広域指定生乳生産者団体の下での広域乳質検査体制の整備に対し助成した。

(2) 民間団体事業

中央酪農会議は広域指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、集送乳の合理化等を図るため、生乳の受託販売・計画生産の効果的な実施のための指導並びに乳質基準・規制等の運用改善と普及定着の取組を推進し、牛乳乳製品の需給調整対策及び広域指定生乳生産者団体等が行う生乳取引価格交渉のための基本情報の収集・分析・提供のための体制整備とその公表等による透明性の高い適正な生乳取引の推進を行った。

4 乳業及び流通の合理化対策の概要

(1) 生乳乳製品流通対策事業

乳業の再編・合理化を推進するため、都道府県において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即した地域ブロック計画の策定・指導等を行った。また、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画、地域ブロック計画の内容に即した乳業再編都道府県計画、乳業再編実行計画の策定等を行った。

(2) 乳業再編整備等対策事業

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく「乳業再編ビジョン」及び「乳製品工場の再編整備」等の検討等を行った。

5 乳製品に係る関税相当量の削減等

ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意においては、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、平成7年度から平成12年度までの6年間の実施期間において実施することとされた。

乳製品に関しては、これまで、

ア すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を実施期間の平成12年度までに最低の削減率である15%の削減を実施するとともに、

イ 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団（15年10月から（独）農畜産業振興機構）による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入してきたところであり、実施期間終了後の平成17年度も、平成12年度の関税相当量及びアクセス水準を維持している。

第9節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

17年度の国内生産量は、乳用種の出荷頭数の減少等により、前年度をわずかに下回る34万8千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、15年12月以降米国産牛肉の輸入停止措置が継続する中、前年度並みの45万8千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、15年12月以降の米国産牛肉の輸入停止措置の影響もあり、前年度をかなり上回った。

小売価格（東京）は、国産牛肉「肩肉」については

前年度をやや上回り、「ロース」については前年度並み、輸入牛肉「ロース」については前年度をかなり下回った。

(2) 豚 肉

17年度の国内生産量は、16年度夏季の暑熱の影響による子豚生産率の低下等により、前年度をわずかに下

回る87万t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、15年12月以降の米国 BSE 発生、国内外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により、前年度をわずかに上回る87万9千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、米国産牛肉の輸入停止措置の影響等に

表6 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

| 年度 | 区分 | 牛肉 | 豚肉 | 馬肉 | 羊肉 | 鶏肉 | 合計 | 鶏卵 |
|------------|-----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|-----------|
| 12 | 生産量 | 521,117 | 1,255,941 | 7,072 | 265 | 1,194,524 | 2,978,919 | 2,535,444 |
| | 輸出量 | 99 | 282 | 0 | 0 | 3,153 | 3,534 | 211 |
| | 輸入量 | 1,054,879 | 951,696 | 15,260 | 44,794 | 685,610 | 2,752,239 | 120,727 |
| | 計 | 1,575,897 | 2,207,355 | 22,332 | 45,059 | 1,876,981 | 5,727,624 | 2,655,960 |
| | 指数 | 261.3(28) | 134.9(39) | 24.9(0) | 28.5(1) | 156.7(33) | 155.4(100) | 130.1 |
| 13 | 生産量 | 470,033 | 1,231,488 | 6,079 | 270 | 1,216,416 | 2,924,286 | 2,519,088 |
| | 輸出量 | 587 | 537 | 0 | 0 | 2,834 | 3,958 | 210 |
| | 輸入量 | 867,914 | 1,033,809 | 14,611 | 44,480 | 701,791 | 2,662,605 | 114,484 |
| | 計 | 1,337,360 | 2,264,760 | 20,690 | 44,750 | 1,915,373 | 5,582,933 | 2,633,362 |
| | 指数 | 221.8(24) | 138.4(41) | 23.1(0) | 28.3(1) | 159.9(34) | 151.5(100) | 129.0 |
| 14 | 生産量 | 519,665 | 1,245,765 | 7,175 | 191 | 1,229,089 | 3,001,885 | 2,529,424 |
| | 輸出量 | 60 | 123 | 0 | 0 | 2,646 | 2,829 | 1,844 |
| | 輸入量 | 762,874 | 1,067,861 | 9,457 | 43,262 | 661,961 | 2,545,415 | 119,618 |
| | 計 | 1,282,479 | 2,313,503 | 16,632 | 43,453 | 1,888,404 | 5,544,471 | 2,647,198 |
| | 指数 | 212.7(23) | 141.4(42) | 18.5(0) | 27.5(1) | 157.7(34) | 150.5(100) | 129.7 |
| 15 | 生産量 | 504,628 | 1,273,953 | 7,436 | 173 | 1,238,888 | 3,025,078 | 2,530,372 |
| | 輸出量 | 69 | 90 | 0 | 0 | 2,695 | 2,854 | 2,057 |
| | 輸入量 | 742,994 | 1,112,421 | 11,657 | 38,914 | 584,715 | 2,490,701 | 110,483 |
| | 計 | 1,247,553 | 2,386,284 | 19,093 | 39,087 | 1,820,908 | 5,512,925 | 2,638,798 |
| | 指数 | 206.9(23) | 145.8(43) | 21.3(0) | 24.7(1) | 152(33) | 149.6(100) | 129.3 |
| 16 | 生産量 | 508,427 | 1,262,959 | 7,144 | 199 | 1,241,981 | 3,020,710 | 2,480,752 |
| | 輸出量 | 141 | 22 | 0 | 0 | 693 | 856 | 600 |
| | 輸入量 | 643,376 | 1,231,987 | 13,551 | 44,768 | 560,900 | 2,494,582 | 134,342 |
| | 計 | 1,151,662 | 2,494,924 | 20,695 | 44,967 | 1,802,188 | 5,514,436 | 2,614,494 |
| | 指数 | 191(21) | 152.5(45) | 23.1(0) | 28.5(1) | 150.5(33) | 149.6(100) | 128.1 |
| 17 (概数) | 生産量 | 497,328 | 1,242,241 | 7,084 | 186 | 1,292,981 | 3,039,820 | 2,482,643 |
| | 輸出量 | 73 | 76 | 0 | 0 | 2,174 | 2,323 | 816 |
| | 輸入量 | 654,434 | 1,255,956 | 13,894 | 58,332 | 679,105 | 2,661,721 | 150,960 |
| | 計 | 1,151,689 | 2,498,121 | 20,978 | 58,518 | 1,969,912 | 5,699,218 | 2,632,787 |
| | 指数 | 191(20) | 152.7(44) | 23.4(0) | 37(1) | 164.5(35) | 154.7(100) | 129.0 |

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉、七面鳥を含む。羊肉には山羊肉を含む。

3 平成6年度より輸入量には加工調整品等を含む。

4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

5：指数は55年度を100とした指数であり、同欄の（ ）は合計を100とした品目別構成比である。

6：平成17年度は概数値。

より堅調に推移し、前年度並みとなった。

小売価格（東京）は、国産豚肉「肩肉」は前年度をわずかに下回り、「ロース」は前年度並みとなった。

(3) 鶏 肉

17年度の国内生産量は、前年をやや上回る129万t（骨付きベース）となった。

17年度の輸入量は、16年1月以降タイ、中国産鶏肉の輸入一時停止措置が継続する中、ブラジル産が大幅に増加したことから、前年度を大幅に上回る44万t（実量ベース）となった。

卸売価格は、もも肉については、国内生産量の増加等により前年度をわずかに下回った。一方、むね肉については、タイ、中国産鶏肉の輸入一時停止措置の影響等により堅調に推移し、前年度をやや上回った。

(4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより16年度は減少したが、17年度は前年度並みの248万3千tであった。

卸売価格は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより、16年秋以降、例年より高水準で推移したが、17年度以降、落ち着きを取り戻しており、17年度価格（全農たまご東京Mサイズ）は、186円/kg（対前年比90.7%）であった。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉産地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

表7 食肉加工品生産量の推移

| | (単位：千t) | | | |
|------|----------|---------|----------|----------|
| | ハム | ベーコン | ソーセージ | 計 |
| 9年度 | 152(98) | 79(101) | 301(99) | 532(99) |
| 10年度 | 152(100) | 77(98) | 295(98) | 525(99) |
| 11年度 | 153(101) | 77(100) | 294(100) | 525(100) |
| 12年度 | 149(97) | 78(100) | 292(99) | 519(99) |
| 13年度 | 146(98) | 76(98) | 297(102) | 518(100) |
| 14年度 | 138(95) | 73(96) | 288(97) | 498(96) |
| 15年度 | 139(101) | 71(98) | 284(99) | 494(99) |
| 16年度 | 140(101) | 76(107) | 286(101) | 502(102) |
| 17年度 | 139(99) | 77(101) | 279(98) | 495(99) |

3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

第10節 畜産経営対策

1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

ア 整備事業

地域内一貫生産体制の確立や、効率的生産のための外部化・分業化のための施設等の整備、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備、畜産への新規就農希望者のための研修施設の整備を推進するとともに、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及や、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設等の整備の支援を行った。

イ 事業推進

地方公共団体事業

a 経営継承・新規就農促進対策：研修プログラム

表8 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円)

| | 牛 肉 | | 豚 肉 | | 鶏 肉 | | 鶏 卵 | |
|-------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 卸売価格 | 小売価格 | 卸売価格 | 小売価格 | 卸売価格 | 小売価格 | 卸売価格 | 小売価格 |
| 9 | 1,158 (102) | 413 (105) | 483 (99) | 166 (104) | 231 (100) | 114 (105) | 191 (94) | 306 (100) |
| 10 | 1,047 (90) | 403 (98) | 455 (94) | 161 (97) | 234 (101) | 116 (102) | 170 (89) | 283 (93) |
| 11 | 1,044 (100) | 397 (99) | 444 (98) | 157 (98) | 237 (101) | 116 (100) | 200 (118) | 315 (111) |
| 12 | 1,126 (108) | 394 (99) | 440 (99) | 156 (99) | 238 (100) | 116 (100) | 185 (93) | 310 (99) |
| 13 | 727 (65) | 422 (107) | 498 (113) | 159 (102) | 239 (100) | 120 (103) | 164 (89) | 300 (97) |
| 14 | 928 (128) | 433 (103) | 469 (94) | 161 (101) | 241 (101) | 125 (104) | 172 (105) | — |
| 15 | 1,030 (111) | 454 (105) | 444 (95) | 159 (99) | 240 (100) | 124 (100) | 140 (81) | 181 |
| 16 | 1,223 (119) | 449 (99) | 476 (107) | 158 (99) | 240 (100) | 123 (99) | 205 (146) | 219 (121) |
| 17 | 1,308 (107) | 471 (105) | 472 (99) | 155 (98) | 239 (100) | 123 (100) | 186 (91) | 221 (101) |
| 17. 1 | 1,226 (111) | 466 (102) | 444 (97) | 158 (99) | 241 (100) | 125 (100) | 206 (217) | 219 (139) |
| 2 | 1,262 (122) | 480 (106) | 479 (91) | 158 (100) | 239 (100) | 124 (100) | 272 (214) | 253 (148) |
| 3 | 1,288 (119) | 456 (100) | 493 (97) | 157 (99) | 239 (100) | 122 (98) | 267 (201) | 269 (152) |
| 4 | 1,341 (108) | 457 (106) | 433 (89) | 153 (99) | 239 (100) | 123 (103) | 239 (166) | 252 (145) |
| 5 | 1,304 (108) | 451 (105) | 527 (115) | 157 (98) | 239 (100) | 124 (102) | 222 (130) | 252 (133) |
| 6 | 1,231 (106) | 462 (109) | 528 (102) | 158 (98) | 239 (100) | 123 (102) | 193 (108) | 231 (114) |
| 7 | 1,273 (105) | 489 (111) | 520 (96) | 156 (96) | 239 (100) | 122 (101) | 156 (106) | 217 (112) |
| 8 | 1,256 (106) | 469 (103) | 493 (94) | 153 (95) | 239 (100) | 122 (98) | 145 (97) | 202 (105) |
| 9 | 1,332 (110) | 459 (104) | 513 (102) | 152 (96) | 240 (100) | 122 (99) | 175 (89) | 216 (100) |
| 10 | 1,297 (108) | 465 (103) | 421 (103) | 154 (99) | 240 (100) | 123 (101) | 190 (93) | 223 (100) |
| 11 | 1,311 (112) | 471 (104) | 406 (108) | 157 (101) | 240 (100) | 122 (98) | 189 (74) | 217 (92) |
| 12 | 1,394 (106) | 477 (103) | 501 (103) | 155 (1,000) | 240 (99) | 122 (101) | 199 (73) | 221 (84) |
| 18. 1 | 1,309 (107) | 487 (105) | 446 (101) | 155 (98) | 239 (99) | 124 (99) | 155 (75) | 193 (88) |
| 2 | 1,266 (100) | 492 (103) | 451 (94) | 156 (99) | 238 (100) | 123 (99) | 190 (70) | 216 (85) |
| 3 | 1,351 (105) | 478 (105) | 430 (87) | 155 (99) | 238 (100) | 121 (99) | 181 (68) | 214 (80) |

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「畜産物流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。

小売価格は総務省「小売物価統計報告書」。

注1：()内は対前年比 (%)。

2：卸売価格は東京における1kg当りの価格である。

3：鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉は肩肉、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出していない。

の策定、研修受入れ先の認定、新規就農資格者の認定、経営継承マップの作成等

b 肉用牛繁殖基盤強化対策：肉用牛の繁殖基盤強化のため地域検討会の開催、調査、技術検討会の開催等

c 生産基盤再編強化対策：地域の核となる協業法人経営体育成のための検討、設立、経営安定化のための指導等酪農における保育育成部門外部化促進のための地域検討会の開催等、生産者自らが加工販売を行うことにより生産者の理解を得るための検討会の開催等を行った。

(2) 農業・食品産業競争力強化支援事業（広域連携等産地競争力強化支援事業）のうち畜産生産基盤育成強化

ア 整備事業

都道府県域を越える広域的な取組、特に先進的で全国に実用化の事例がない初めての取組等に対して、国が直接補助金を交付し、家畜飼養管理施設等の整備の支援を行った。

イ 事業推進

a 経営技術の高度化推進

都道府県段階の経営支援をサポートするため、戦略・評価会議を設置し、支援のための企画検討及び方針決定、必要な調査・分析を行った。さらに、戦略・評価会議で企画検討及び方針決定されたものを具体化するため、中央専門委員会を設置し、専門家集団の組織化・人材育成、支援システムの構築等を行い支援活動をサポートするとともに、指導用資料等の作成等を行った。

b 生産・経営情報中央データベースの構築等

都道府県の効率的経営支援活動を支援するため、必要なシステムの開発・提供、全国の先進的畜産経営状況等のデータの整備・提供等を行うとともに、経営情報利用ツールの活用に関する研修等を実施し利用の普及を図った。

c 産地リーダー養成研修会・経営者交流会等

地域活性化に貢献するリーダー的経営者を養成するため、経営管理者、経営技術者としてのスキルアップを図るための養成研修を行うとともに、リーダー間またはリーダーとその他の経営者による先進生産・経営技術の交流やネットワーク化を推進するための交流会を開催した。

d 畜産情報ネットワーク（LIN）推進

畜産情報ネットワーク推進を図るため、推進会議の開催、情報提供用機器の整備、生産・消費情報の提供推進、研修会の開催、各種調査を実施し、

生産者、消費者等に対し迅速な畜産関係情報の提供を行った。

e 畜産関係情報相互交流体制推進

畜産物の生産について理解の推進等を図るため、モニター調査、現地交流、ITを活用した消費者と生産者の情報交流システムの整備、情報提供等を行った。

f 畜舎建築に係る関連基準の検討

畜舎・堆肥舎の建築コストを低減するため、学識経験者等による「畜舎建築に係る関連基準等に関する検討会」を開催して、畜舎等建築関連基準の検討、建築コスト低減のための調査事項の検討を行うとともに、建築部材の構造強度等に係る調査試験、畜舎建築の実態調査、畜舎等の建築コストの低減について普及を図った。

g 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

2 バイオマスの環づくり交付金(うち畜産関係) 家畜排せつ物利用施設整備の整備

地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設、たい肥散布機械等の共同利用施設・機械の整備を行った。17年度は66地区で実施した。

3 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成16年度においては、畜産関係で202億円(利子補給承認ベース)が融資された。

これは農業近代化資金融資額の35.9%を占めており、15年度の融資額216億円に比べて14億円減少した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は24億6,300万円減少して75億100万円に、農機具等に対する融資額は7,200万円増加して11億4,400万円に、家畜の購入についての融資額は7億5,400万円増加して110億6,300万円に、家畜の育成についての融資額は2億1,900万円増加して4億5,900万円であった。

表 9 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)

| 区 分 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 畜産関係 | | | |
| 施 設 等 | 4,442 | 9,964 | 7,501 |
| 農 機 具 等 | 1,043 | 1,072 | 1,144 |
| 家 畜 購 入 | 8,327 | 10,309 | 11,063 |
| (うち肥育素畜等) | 6,999 | 8,215 | 8,804 |
| 家 畜 育 成 | 77 | 241 | 459 |
| (うち肥育牛) | 49 | 145 | 376 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 |
| (計) | 13,889 | 21,586 | 20,168 |
| 農業近代化資金総額 | 52,935 | 61,074 | 56,211 |

表10 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|-----------|-------|--------|--------|
| 家畜導入資金 | | | |
| 乳 牛 | 1,110 | 1,647 | 1,684 |
| 乳牛以外の牛 | 163 | 369 | 525 |
| 豚 | 55 | 78 | 6 |
| 馬、めん羊、山羊 | 0 | 0 | 44 |
| 肥 育 牛 | 6,939 | 8,058 | 8,733 |
| 肥 育 豚 | 0 | 16 | 0 |
| 鶏 | 60 | 121 | 41 |
| 特 用 家 畜 | 0 | 20 | 30 |
| (計) | 8,327 | 10,309 | 11,063 |
| 家畜育成資金 | | | |
| 乳 牛 | 22 | 7 | 2 |
| 繁 殖 豚 | 0 | 15 | 22 |
| 繁 殖 用 肉 牛 | 6 | 74 | 59 |
| 肥 育 牛 | 49 | 145 | 376 |
| (計) | 77 | 241 | 459 |

(2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

17年度の融資実績は 9 件、15億200万円であり、その内訳は、処理高度化施設 9 億5,500万円、共同利用施設 5 億4,700万円であった。

(3) 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）

本資金は 6 年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

17年度の畜産関係融資実績は、1,199件、431億円で、前年度と比べて 4 億円増加した。

また、畜産関係融資は融資額全体の66.7%を占め、その内訳は、酪農26.3%、肉用牛13.7%、養豚13.3%、

養鶏12.0%であった。

(4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金(生産方式改善資金)に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、担い手の創意工夫により新作物や新技術の導入などにチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付については、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

平成16年度には、農作業受託に必要な資金が貸付対象に追加され、また就農計画の認定を受けた農業法人等に償還期間の特例措置が設定された。

第11節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

(1) 乳用牛改良増殖推進

ア 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、非検定参加農家への参加促進を一層強化し普及率向上を図り、牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

17年度末現在、46都道府県で、合計10,929戸の農家の570,335頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は54.5%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精鋭で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を 2 期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、

改良体制の強化を図るために国際機関（インターブル）の行う種雄牛の国際評価に参加している。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

ウ 自動搾乳システム定着化推進

自動搾乳システムを用いた酪農経営における生産性向上を図るため、自動搾乳システムにおける個体能力検定手法を確立し、平成16年度から一部機種について正式に開始してきたが、さらに簡易化を図りつつ精度を向上するために自動搾乳データを集計・分析し、自動搾乳システム経営に適した検定手法、遺伝的能力評価への活用などについて検討した。また、検定器具としての承認が見込まれる自動サンプリング装置をモデル農家へ貸し付け、能力検定の検討のための調査を行った。

(2) 肉用牛改良増殖推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の確立により、優良な種雄牛の作出を図る事業を実施した。また、候補種雄牛生産等のための優良な繁殖雌牛群の整備を図る事業を実施した。

(3) 中小家畜広域改良推進

中小家畜（豚、鶏）の効率的な改良増殖を図るため、系統造成及び能力検定純粋種豚の維持。改良、遺伝的能力評価の体制整備及び優良種豚の貸付、鶏の育種改良関連新技術の開発。実用化、改良施設の整備等を推進した。

(4) 馬改良推進

馬の改良増殖を図るため、馬産技術向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を実施した。

2 畜産新技術実用化対策事業

(1) 家畜個体識別情報活用促進

ア 農家等で整備した飼料給与台帳を基に飼養給与履歴等の付加価値情報を収集し、消費者等がインターネットを通じて、個体識別データベースの個体識別情報検索からこれらの情報を検索できる「飼養管理情報提供データベース」の管理及び運営を行い、食の安心情報としての給与飼料情報等の提供を行った。

さらに、「飼養管理情報提供データベース」とリンクしている、給与飼料の製品名から原材料名等を検索するための「製造飼料データベース」の運営を行

った。

イ 個体識別情報の有効活用を図るため、農協等の既存システムの牛個体情報を個体識別番号で連携させるシステム（人工授精システム）のモデル実証を行った。

(2) 受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、技術者養成のための研修・巡回指導等を実施するとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を実施した。また、優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験を実施した。さらに、酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵を用いた雌雄産み分け技術及び核移植技術について、技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、産子についての調査等を行うとともに、受胎率向上を図る取り組み等を畜産試験場で実施した。

(3) DNA 育種基盤確立

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA 解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、疾病記録、検定成績等の明らかな家畜の DNA（血液等）の確保・分析を進め、DNA 育種の基盤を整備した。

ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係を分析するとともに、DNA を確保し、これまでに判明している DNA 型について疾病との関連性の分析を実施した。

イ 検定家畜等の DNA 確保・解析

DNA 型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等の DNA を確保するとともに、これまでに判明している DNA 型について経済形質との関連性の分析を実施した。

ウ マーカーの効果検証

イで特定された DNA マーカーの汎用性及び相互作用効果の検証を実施した。

(4) 稲発酵粗飼料活用肥育技術確立

稲発酵粗飼料の利用拡大を図るため、肉用牛肥育における給与時期や給与量の検討、稲発酵粗飼料の品種の比較試験、混合飼料給与技術の確立、肉質・増体等

への調査を行い、体系的な技術として確立するための共同試験を2県で実施し、事業推進のための推進会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための特別研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

17年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理、国際化対応 A・B、飼料、草地・自給飼料 A・B、畜産会計、畜産経営診断 A・B、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全 (I) (II)、畜産経済、酪農、畜産新技術 A・B、養鶏、養豚、畜産物の安全性、公益法人会計、時事問題 (I) (II) の各部門 (22講座) について短期研修 (各3～12日間延べ107日) を実施し、合計726名が受講した。

第12節 飼料対策

1 自給飼料対策

草地開発整備対策

(1) 草地開発整備関係調査

ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

(予算額4,100万円)

イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見いだし、事業制度への迅

速な反映等を図るための調査を実施した。

(予算額3,200万円)

ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となりうる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査を実施した。

(予算額7,000万円)

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見いだし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を実施した。

(予算額5,000万円)

オ 草地基盤再編整備基本調査

地域の畜産情勢の変化等を踏まえ、土地利用の再編を基本とした草地基盤及び地域畜産の再編整備を促進するための調査を実施した。

(予算額4,000万円)

カ 畜産基盤活性化整備調査

畜産公共事業で整備し、利用率が低下している公共牧場や共同利用施設等を対象として、①利用者自らの分割管理・利用を前提とした公共牧場施設等の更新方策の検討、②外部化組織体の利用を前提とした共同利用施設の有効活用方策の検討を行うことにより、これらの牧場・施設の有効活用を促進するとともに、作業の外部委託を前提とした飼料基盤や利用施設の適正配置等の調査を実施した。

(予算額4,200万円)

(2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を121地区で実施した。(国庫補助金109億9,200万円)

ア 都道府県営草地整備事業

(ア) 担い手中核型 (北海道のみ)

北海道における老朽化した草地について、大型機械化体系に対応した効率的な草地への変換を図るため、起伏修正や排水改良等の整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 事業完了後の受益面積が500ha以上(中山間地域250ha以上)

(b) 事業参加者に占める担い手農家のシェアが

事業完了時で、おおむね1/3以上

b 補助率50%

(イ) 公共牧場中核型

事業地区内の公共牧場の役割分担の明確化を図り、再編整備を行うとともに周辺農家の草地等の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 公共牧場の既存草地面積がおおむね、北海道250ha以上(中山間地域125ha以上)、都府県100ha以上(中山間地域50ha以上)

(b) 事業終了後の受益面積がおおむね、北海道300ha以上(中山間地域150ha以上)、都府県60ha以上(中山間地域30ha以上)

(c) 完成年度から起算して5年以上経過していること

b 補助率50%

イ 畜産担い手育成総合整備事業

(ア) 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積とあわせて、草地整備改良、関連する草地造成改良、野草地整備改良、放牧用林地整備及び附帯する施設の整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

(a) 担い手への土地利用の集積(作業受託を含む)の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。ただし、その土地利用集積の増加率がおおむね25%以上。

(b) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha(北海道200ha)以上

b 補助率 50%

(イ) 再編整備型事業

担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るため、基本施設整備及び農業用施設整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

(a) 事業参加者が10人(中山間地域5人)以上

(b) 家畜飼養頭数(肥育豚換算)がおおむね2,000頭(中山間地域1,000頭)以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭(中山間地域1,500頭)以上に増加することが確実と見込まれる地区

(c) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね1/2以上

(d) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha(中

山間地域15ha)以上

b 補助率 50%(離島55%、沖縄・奄美2/3)

ウ 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産的活用の促進等効率的な営農体系の構築を行った。

(ア) 事業の規模

・対象地域要件：次の全てを満たすこと

① 中山間地域関係5法(山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法)指定地域であること

② 酪肉近代化計画策定市町村であること

③ 家畜飼養頭数(豚換算)1,000頭以上

④ 次のいずれかを満たすこと

a 林野率が75%以上

b 畑の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上

c 田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上

d 積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等

・実施地区要件：次のすべてを満たすこと

① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産的利用の促進が見込まれること

② 草地、林地等の受益面積が30ha(林野率が高い地域等にあつては15ha)以上、気候的条件の厳しい地域にあつては60ha以上

③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上

(イ) 補助率 55%、50%

エ 担い手育成草地集積事業

a 貸付額 対象事業費の10%相当以内

b 償還期間 25年(うち据置10年)以内

c 貸付利率 無利子

(3) 畜産環境総合整備事業

家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地等の整備促進等を通じた畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築、さらには草地景観等の多面的な機能を活用したふれあい施設の整備等を通じ、自然・環境に調和した畜産への理解の醸成を図りつつ、地域社会の活性化を図るため、都道府県の自主性を活かし、全国的な見地から必要とされる広域的・モデル的な畜産環境の整備を実施する畜産環境総合整備事業6地区(国庫補助金5億3,600万円)及び地方の実情に合わせた事業推進と地方分権の着実な推進を図る観点から、地方公

共団体の自主性を活かした畜産環境総合整備統合補助事業54地区（67億1,000万円）を実施した。

ア 畜産環境総合整備事業及び畜産環境総合整備統合補助事業

(ア) 資源リサイクル型

a 事業規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。
- (b) 事業の実実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。
- (c) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (d) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として10人（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあつては、5人）以上であること。
- (e) 基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村等又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね10ha）以上であること。
- (f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

b 補助率

| | |
|--------|-----------------|
| 内地、北海道 | 1/3、45%、50%、55% |
| 離島 | 1/3、50%、55%、60% |
| 沖縄 | 1/3、50%、60%、75% |

(イ) 草地畜産活性化型

a 事業の規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。
- (b) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。
- (c) 基盤整備に係る受益面積がおおむね30ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、お

おおむね10ha）以上であること。

- (d) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあつては、おおむね100ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね30ha）以上、北海道にあつては、おおむね300ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね50ha）以上が見込まれる地域であること。
- (e) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

b 補助率

| | |
|-----|-----------------|
| 内地 | 1/3、40%、45%、50% |
| 北海道 | 1/3、45%、50% |

(4) 飼料基盤活用の促進（強い農業づくり交付金）

畜産主産地等で一定規模要件をもって実施する飼料基盤整備を補完しながら、地域の実情に対応したよりきめ細かな飼料基盤整備等を35地区で実施した。

ア 事業の規模

事業参加者が3人以上の農業者又は1以上の農業生産法人であり、基本施設整備事業に係る受益面積が5ha以上

イ 補助率

北海道及び内地50%、離島55%、沖縄県及び奄美群島60%

(5) 草地流動化促進の取組（強い農業づくり交付金）

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手育成草地集積事業を推進するとともに、連担団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連担化等の推進並びに条件整備等を1地区で実施した。

ア 事業の規模

受益農家が3戸以上であり、事業実施による成果目標を定めていること。

イ 補助率 50%

2 飼料作物生産振興対策

飼料自給率目標の達成に向け、年度ごとの行動計画に基づく関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、次の事業を実施した。

飼料増産の取組（強い農業づくり交付金）

① 推進事業

飼料増産運動を展開するための都道府県及び市町村段階における飼料増産行動会議等の開催並びに現地指導を推進。

また、新技術の確立・普及等による飼料生産の拡大を図るため、飼料生産利用技術の確立・普及、地域の実情に応じた飼料増産に係る技術・営農実証等を推進。

② 整備事業

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、優良品種の選定・普及に必要な条件整備、高生産性飼料生産システムの確立、TMR センターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリース等を推進。

3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における稲発酵粗飼料や飼料作物の生産拡大、稲わらの利用拡大を推進するため次の事業を実施した。

(1) 耕種作物活用型飼料増産の取組 (強い農業づくり交付金)

① 推進事業

耕種作物を活用した飼料増産を図るため、耕種農家と畜産農家の利用供給契約締結の円滑化のための推進員の設置、稲発酵粗飼料の生産利用に係る技術の確立・普及、稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖、展示ほ場等による技術指導等を推進。

② 整備事業

水田飼料作物の作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給・堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリース等を推進。

(2) 国産粗飼料増産対策事業

① 稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う取組を推進。

② 生産組織等が肉用牛農家等へ飼料用稲わら等を収集・調製し、安定的に供給する取組を推進。

4 流通飼料対策

飼料の需給及び価格の安定

(1) 17年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

17年度の飼料の総合需給規模（概算）は、可消化養分総量（TDN）で前年度をわずかに下回る2,508万t（0.1%減）と見込まれる。その内訳は、粗飼料が541万t、濃厚飼料が1,967万tである。

濃厚飼料のうち、輸入によるものは1,745万t、純国内産は222万tと見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

2005/06年度の世界の粗粒穀物の生産量は、中国、ブラジル、インド等で増加が見込まれるものの、米国、EU25等で減少が見込まれることから、世界全体では前年を下回る9億7,751万t（対前年比3.6%減）と見込まれる。

また、消費量は、米国、中国、ブラジル等で増加が見込まれることから、9億8,879万t（対前年比1.3%増）と見込まれる。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、1億6,695万t（対前年比6.3%減）、期末在庫率は16.9%と見込まれる。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしのシカゴ相場は、17年初頭は概ね200 $\text{\$/bu}$ で軟調に推移していたが、米国の新穀について、作付けの進捗は平年を上回るペースで順調に進んだものの、乾燥天候による生育への影響懸念から7月には260 $\text{\$/bu}$ 程度まで上昇した。その後、前年につぐ高い水準の生産量が確保されると見込まれたことから下落した。

11月以降は、エタノール需要の増加に伴い在庫水準が大幅に減少すると見込まれたこと等により上昇し、18年3月末では230 $\text{\$/bu}$ 程度となっている。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

配合・混合飼料の生産量は、昭和63年度をピークに家畜飼養頭羽数の減少に伴って緩やかに減少し、近年は2,400万トン前後で推移しており、17年度の生産量は前年度をわずかに上回る2,411万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比0.8%増の2,355万t、混合飼料は前年度比1.6%増の56万tとなった。

配合飼料価格については、17年4月以降、南米の干ばつの影響による大豆減産懸念からシカゴ相場が堅調に推移していること、大豆油かすの国内需給が逼迫していること及び為替相場が円安傾向で推移したことを背景に42.6千円/tまで上昇したが、10月には、米国のとうもろこしの生産量が、前年に引き続き高い水順で確保されると見込まれシカゴ相場が

下落したことや大豆油かす輸入増に伴う国内需給の緩和から下落した。

18年1月には、為替相場が円安傾向で推移していること等から上昇し、それ以降は、横ばいで推移し、3月には43.3千円/t程度となっている。

表11 主要飼料原料の輸入価格

(単位：円/t)

| 品 名 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| とうもろこし | 16,065 | 18,865 | 16,848 |
| こうりゃん | 16,127 | 18,884 | 17,163 |
| 大豆油かす | 31,867 | 36,362 | 33,223 |
| 魚粉 | 72,640 | 76,209 | 80,072 |

資料：財務省「貿易統計」

表12 配合・混合飼料の用途別生産量

(単位：千t)

| 用 途 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 採卵鶏用 | 7,001 | 6,571 | 6,602 |
| ブロイラー用 | 3,655 | 3,615 | 3,728 |
| 養豚用 | 6,193 | 6,030 | 5,984 |
| 乳牛用 | 3,410 | 3,388 | 3,387 |
| 肉牛用 | 4,200 | 4,182 | 4,262 |
| その他 | 143 | 131 | 145 |
| 計 | 24,602 | 23,916 | 24,109 |

(2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存しており、海外主要産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構等が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん60万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（17年度予算額45億3,621万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、17年度については、大麦10万t、米25万tの合計35万tの備蓄を実施した。

(3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金

により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

17年度においては、第4四半期に、為替が円安傾向で推移したこと等を反映して配合飼料価格が引き上げられことから通常補てんが5期ぶりに発動された。

異常補てん原資の積増しのため、1億円の国庫助成を行った。

(4) 飼料需給安定法の運用

ア 17年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う17年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表13の飼料需給計画によることとした。この計画は、国が取り扱っている麦類を対象として、17年度において、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表13 17年度飼料需給計画

(単位：千t)

| 品 目 | 期首持越 | 買入数量 | 売渡数量 | 期末持越 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 小 麦 | 0 | 110 | 110 | 0 |
| 大 麦 | 137 | 1,363 | 1,400 | 100 |
| (うち備蓄) | (100) | (0) | (0) | (100) |
| 計 | 137 | 1,473 | 1,510 | 100 |

この飼料需給計画は、飼料問題懇談会で検討のうえ、農林水産大臣が飼料需給安定法に基づき、17年3月に計画策定したものである。

イ 17年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて17年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表14のとおりである。

表14 17年度飼料需給実績

(単位：千t)

| 品 目 | 期首持越 | 買入数量 | 売渡数量 | 期末持越 |
|--------|-------|-------|-------|------|
| 小 麦 | 0 | 93 | 93 | 0 |
| 大 麦 | 131 | 1,184 | 1,221 | 94 |
| (うち備蓄) | (100) | (0) | (0) | (94) |
| 計 | 131 | 1,277 | 1,314 | 94 |

(5) そ の 他

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とす

るため、11年度から飼料用輸入麦の同時契約（SBS）方式を導入しており、17年度においては、同方式により飼料用小麦93千t、飼料用大麦1,040千tが輸入された。今後、実施状況等を見極めつつ、対象数量を設定することとしている。

第13節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

17年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆8,946億円、入場人員は812万人となり、前年比では売得金で2.6%の減少、入場人員で0.2%の増加となった。

場外発売は、北海道4か所（札幌、釧路、静内、室蘭）、関東17か所（銀座、後樂園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、汐留、横浜、伊勢佐木、銀座通り、石和、立川、田無、新白河、横手、津軽）、関西12か所（梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、米子、小郡、高松、八幡、佐世保）の計33か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場等を使用して行われており、総売上額の91.0%に相当する2兆6,345億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,894億円を第1国庫納付金として納付するとともに、17年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する160億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、18年1月1日現在では、馬主2,381名（うち法人329、組合34）、調教師226名、騎手156名、登録馬7,933頭となっており、またきゅう務員等2,795名となっている。

2 地方競馬

17年度（4～3月）の地方競馬は、16年度に競馬開催が2主催者（群馬県競馬組合、栃木県）が撤退したことにより、全国の22競馬場において16主催者（道県2、指定市2、一部事務組合12）の開催となった。開催状況は、開催回数289回（うち特別競馬として1回を含む）、開催日数1,515日、入場人員521万人、売得金額3,691億円となり、前年比では入場人員は14.9%、売得金は4.4%それぞれ減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入はなかつ

た。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、18年3月31日現在では、馬主6,243名（うち法人382、組合15）、調教師624名、調教師補佐48名、騎手408名、登録馬16,908頭となっており、また、18年4月1日現在の認定きゅう務員は2,982名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の17年度実績は、件数137件、金額は約12億円となっている。